

松浦肥前守(鎮信)
とのへ

三三三 豊臣秀吉朱印狀

其面之儀、先度如御一書定候哉、自然滯事有之而、於取卷者、中納言(秀長)、右馬頭(輝元)、備前少將(宇喜多秀家)も兵糧可被下候間、其元之様子此御請ニ具可被言上候也、

六月十一日(天正十五年カ)
○(秀吉朱印)

安國寺

石田治部少輔
とのへ

三三三三 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

去十日書狀、今日於山崎到來、披見候、岐阜宰相并輝元煩ニ付而、道三(曲直瀬正紹)法印可罷越之由、尤之心懸よて候、然者、船子以下入念申付、天氣見届候て、可

兵糧給與ノ用意

羽柴秀勝輝元ノ病氣、紹直瀬正氣ノ下向

松浦大村、波多宇久、草野シテ久、隆景安國、寺惠瓊ノ受、指揮ヲムケシム

渡海候、寂前一鷗軒も岐阜宰相煩付而、被差遣候、於彼地相談、岐阜宰相養性儀可申聞候、猶木下半介可申候也、

九月廿四日(天正廿年)
○(秀吉朱印)

長東大藏太輔(大)とのへ

寺澤志摩守(定政)とのへ

石田木工頭(正澄)とのへ

三三四 羽柴秀吉朱印狀

○以下第三四〇號文書ニ至ル七通ハ、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナ

肥前國松浦肥前守(鎮信)、同道嘉、大村(隆忠)、波多(信時)、有馬(晴信)、草野(家清)、宇久(玄純)此者共事、小早川其方兩人一左右次第、何之口へ成共、無緩可相動旨、被遣朱印候、猶以堅可申觸候也、

(天正十四年)
十月廿一日 ○ (秀吉朱印)

安國寺

三三五 豊臣秀吉朱印狀

書狀令披見候、其面之儀、無由斷相動之旨候、尤候、彌不存緩、無越度様行
專一候、猶石田治部少輔可申候也、

(天正十五年々)
十一月十日 ○ (秀吉朱印)

小早川藤四郎 (秀吉)
とのへ

三三六 羽柴秀吉朱印狀

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、無由斷可相動事專一候、不可有緩

候、先度小西攝津守被差遣候刻、委細被仰含候條、定而可相達候也、

(天正十四年)
十月廿二日 ○ (秀吉朱印)

波多下野守 (信時)
とのへ

三三七 羽柴秀吉朱印狀

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、無由斷可相動候、不可有緩候、先度
小西攝津守被差遣刻、委細被仰含候條、可相達候也、

(天正十四年)
十月廿二日 ○ (秀吉朱印)

大村とのへ (純忠)

三三八 豊臣秀吉朱印狀

小早川秀吉
包ノ盡力
ヲ褒ス

波多信時

大村純忠

伊丹附近
道橋ノ巡
檢
川渡瀬案
内者ノ用
意

急度被仰遣候、伊丹近邊川水出候者、道橋等可損候間、其方代官所にて無
之候共、見廻候て、よきやうよ可仕候、并川渡瀬出陣諸卒可爲不案内候間、
奉行付置、無滞やうよ可申付候、猶民部卿法印、木下半介可申候也、

(天正廿年カ)
二月十九日 (秀吉朱印)

八嶋久兵衛とのへ

三三九 羽柴秀吉朱印狀

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、無由斷可相動事專一候、不可有緩
候、先度小西攝津守被差遣候刻、委細被仰含候條、可相達候也、

(天正十四年)
十月廿二日 (秀吉朱印)

有馬とのへ

有馬晴信

三四〇 羽柴秀吉朱印狀

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、無由斷可相動事肝要候、不可有緩
候、先度小西攝津守被差遣候、委細彼口上可申候也、

(天正十四年)
十月廿一日 (秀吉朱印)

松浦道可入道とのへ
松浦肥前守とのへ

松浦道可
同 鎮信

〔小早川家文書 第十二号下秀吉公稱 羽柴殿候節之御書〕

三四一 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

猶以其地在番儀堅申付、早々可歸朝候、柳澤にも度々被仰聞候、以上、

態被仰遣候、取前も以朱印、歸朝之儀雖被仰出候、無其儀候、其方請取之手
前之事、柳川侍從其外年寄共堅申付置、片時も早々可罷戻候、於遲々者、可
爲沙汰限候、委細之儀於此方輝元被仰聞候、渡海之事、順風見届候て、無卒
爾可被相越候、猶長束大藏(大)太輔、木下半介可申候也、

(文祿二年)
後九月九日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

三四二 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

猶以寒天之時分諸事可爲不自由候條、小袖二被遣之候、

長々在陣辛勞之至候、委細被仰含熊谷、垣見、被差遣候間、可被得其意候、
一其表之儀、執々被任注進之旨、遠路御無案内之所へ被仰遣ニ付而、始其
方陣所方々候て、可爲迷惑候、來春者必被成御渡海、一揆原撫切ニ被仰
付、可被爲屬平拘候條、其間之儀、居城者不及申、拘之城々迄も、被入念、
兵糧之蓄要害等、丈夫ニ覺悟尤候事、

一去夏既可有御渡海之處、就各申留、被成御延引、御後悔千万候、併來春
無余日事候、然者、手前所持之船共、(熊川)こもりい、口警固船殘置者共外、
荷物上置、慥之奉行相付、可漕戻候、加子共在々へ被遣、御扶持方可被
仰付候、然間、御兵糧追々可被差越候間、不可有由斷候事、

一脇々國々、縦一揆蜂起候共、迎來春一篇ニ可被仰付候條、成次第ニ有才
判、釜山海々都迄之間、都より小西在城之間、道之傳々城、肝要ニ可被申
付候、寒天ニ候共、自然小西手前へ自大明動可仕候歟、其氣遣候て、手寄

隆景ノ歸
朝ヲ急ガ
ス

秀吉來春
渡海セン
トス
戰備ヲ嚴
ニセシム

去夏渡海
ノ申留ル
ノ企各人
ニヨツテ
延引スル
熊川口警
固船以外
戻サシム

傳城ノ備
小西行長
救援ノ用
意

之城々人數可助勢旨、被仰遣候、可被成其意候、委曲熊谷半次郎、垣見彌五郎可申候也、

(天正廿年) 十一月十日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

三四三 豊臣秀吉朱印狀

○以下第三四八號文書ニ至ル六通ハ、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラシ、

手嶋市介事、爲番替、其方へ可罷渡之旨、被申付候由候へ共、此方御用被仰付候、其上來春被成御渡海、聽而可爲御歸朝候間、渡海無用之由、被仰付候條、桂事者、其方ニ在陣候而尤候、猶長束大藏大輔、石田木工頭可申候也、

(是繁) (文祿元年) 十一月廿八日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

三四四 豊臣秀吉朱印狀

去正月廿六日、大明人數都近邊寄來處、其方致先懸、碎手即時追崩、數千人討捕之由、手柄共候、仍朝鮮御仕置之様子、以御一書黑田勘解由被仰遣之條、成其意、無越度之樣可令覺悟候、尙石田治部少輔、増田右衛門尉、大谷刑部少輔可申候也、

(文祿二年) 卯月五日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

三四五 豊臣秀吉朱印狀

去正月廿六日、大明人數都近邊寄來之處、其方致先懸、碎手即時追崩、數百

手嶋是繁
ノ渡海ヲ
止ム

隆景ノ都
近邊ニ於
ケル先懸
ノ戦功

立花宗茂
ノ都近邊
ニ於ケル

先懸ノ戦

小早川家文書之一

三一〇

人討捕之由、手柄共候、仍朝鮮御仕置之様子、以御一書黒田勘解由被仰遣之條、成其意、無越度之様可令覺悟候、尙石田治部少輔、大谷刑部少輔、増田右衛門尉可申候也、

(文祿二年) 卯月五日 (秀吉朱印)

羽柴柳川侍從とのへ

三四六 豊臣秀吉朱印狀

去正月廿六日、大明人數都近邊寄來處、其方致先懸、碎手即時追崩、數百人討捕之由、手柄共候、仍朝鮮御仕置之様子、以御一書黒田勘解由被仰遣之條、成其意、無越度之様可令覺悟候、尙石田治部少輔、大谷刑部少輔、増田右衛門尉可申候也、

(文祿二年) 卯月五日 (秀吉朱印)

羽柴久留目侍從とのへ

三四七 豊臣秀吉朱印狀

去正月廿六日、大明人數都近邊寄來之處、其方致先懸、碎手即時追崩、數百人討捕之由、手柄共候、仍朝鮮御仕置之様子、以御一書黒田勘解由被仰遣之條、成其意、無越度之様可令覺悟候、尙石田治部少輔、大谷刑部少輔、増田右衛門尉可申候也、

(文祿二年) 卯月五日 (秀吉朱印)

高橋主膳正とのへ

三四八 豊臣秀吉朱印狀

小早川家文書之一

三一

高橋直次
都近邊
於少戦
先懸ノ戦

小早川秀
包ノ都近
邊於少戦
先懸ノ戦

隆景ノ殿
功ニ對シ
褒美ヲ與フ

今度大明人數被出之砌、其方事爲先懸、抽粉骨之由、被聞召届候、就其爲褒美、御馬一疋被遣之候、尙淺野彈正可申候也、

(文祿二年)
卯月十一日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

晋州城ノ
責崩

海邊ニ城
ヲ構ヘシ

三四九 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

去四日書狀、今日十三加披見候、去月廿九日、晋州責崩、悉討果、其方請手ニ雖在之、懸合、千余討捕之由、被聞召届候、翌日令陣替、相動、無殘所令放火之由、尤候、然者、其表御仕置者、領知を爲可被相拘_マて無之候之間、海邊ニ付而可然所見計、城々普請丈夫ニ可申付候、冢前熊谷半二、垣見彌五郎被差遣、以御書付被仰出候條、其趣令相談、丈夫ニ普請可申付候、其方家中儀、柳川侍從、久留米侍從、并年老分者相付、二番ニ仕、普請出來候ハ、重而可

隆景ニ歸
朝ヲ命ズ

遣者ヲ可差返候、其方儀年老、長々在陣之事候條、仕置丈夫ニ申付、可歸朝候、打詰可在之_カと、存候まゝ候、先今度相甘、來年替之者召連可相越候、隨而輝元所勞條、早々可歸朝之由、被仰遣候條、成其意、猶可申聞候、侍從ニ慥成者相副、在番尤候、猶長東大藏_大太輔、木下半介、山中橋内可申候也、

(文祿二年)
七月十三日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

三五〇 豊臣秀吉朱印狀

○コノ文書、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

隆景ノ歸
朝ヲ促ス
加徳城普
請

書狀加披見候、其方事老足、向寒天候間、爲養生可令歸朝旨、先度被仰遣候處_加ニ、かとりい_徳の城普請等丈夫申付、無異儀歸朝之由、尤思召候、彌養生候て、靜々可罷上候、直ニ湯治も可然候、猶増田右衛門尉、石田治部少輔、大谷刑部少輔可申候也、

(文祿二年) 後九月廿五日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍従とのへ

〔小早川家文書〕

第十三号大間秀吉公御朱印上

三五二 豊臣秀吉朱印狀

○以下第三六八號文書ニ至ル十八通ハ、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

昨日のつゝの剋、書狀通、即日令披見候、食事彌相進之由、悦思召候、吉左右追々可被申越候、隨而小早川爲見廻罷越之由、近比寄特之心さ候、猶後慶まぢ入候也、

十一月四日 (秀吉朱印)

(小早川秀秋) 中納言殿

三五三 豊臣秀吉朱印狀

穴太三拾五人被返遣候、宿傳馬事、丁送ニ可被申付候也、

(天正十八年) 七月十一日 (秀吉朱印)

小早川秀吉
秋隆景ヲ
見舞フ

穴太ノ返
送町送

羽柴筑前侍從殿

羽柴新城侍從殿

三五三 豊臣秀吉朱印狀

爲端午之祝儀、帷子五生三緒大樽貳、鯉一折到來之、悦思召候、猶石田治部少輔可申候也、

五月三日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

三五四 豊臣秀吉朱印狀

爲端午祝儀、帷子五到來、遠路懇志、悦被思召候、猶黑田勘解由、大谷形部(刑)少輔可申候也、

同上

端午ノ祝儀

羽柴筑前侍從殿

羽柴新城侍從殿

三五三 豊臣秀吉朱印狀

爲端午之祝儀、帷子五生三緒大樽貳、鯉一折到來之、悦思召候、猶石田治部少輔可申候也、

五月三日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

三五四 豊臣秀吉朱印狀

爲端午祝儀、帷子五到來、遠路懇志、悦被思召候、猶黑田勘解由、大谷形部(刑)少輔可申候也、

同上

端午ノ祝儀

歳暮ノ祝儀

五月四日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍從とのへ

三五五 豊臣秀吉朱印狀

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來之、被喜思食候、猶黑田勘解由可申候也、

十二月廿八日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍從とのへ

三五六 豊臣秀吉朱印狀

爲端午之祝儀、帷子五此内生四ツ到來、悦思食候、委細石田木工頭可申候也、

五月朔日 (秀吉朱印)

端午ノ祝儀

羽柴小早川侍從とのへ

三五七 豊臣秀吉朱印狀

爲歳暮之祝儀、吳服二、并北政所に同到來之、悦思召候、猶石田治部少輔可申候也、

十二月廿五日 (秀吉朱印)

羽柴筑前宰相とのへ

三五八 豊臣秀吉朱印狀

鐵炮霨二、鴨三十到來、切々入念、感悦思召候、然者、右之鴨三十、其方へ被下候、猶山中山城守可申候也、

正月廿日 (秀吉朱印)

歳暮ノ祝儀

隆景鐵砲
鶴鴨ヲ秀吉ニ獻ズ

羽柴筑前宰相とのへ

三五九 豊臣秀吉朱印狀

爲歳暮之祝儀、吳服二到來、悦思召候、猶黑田勘解由可申候也、

極月廿三日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍從とのへ

三六〇 豊臣秀吉朱印狀

爲重陽之祝儀、吳服一重、秀頼同前到來、悦思召候、猶石田治部少輔可申候也、

九月九日 (秀吉朱印)

重陽ノ祝儀

歳暮ノ祝儀

羽柴三原中納言とのへ

三六一 豊臣秀吉朱印狀

爲七夕之祝儀、鯖三百指到來、悦思食候、委細石田木工頭可申候也、

三六〇 七月六日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從とのへ

三六二 豊臣秀吉朱印狀

爲年頭祝儀、太刀一腰、馬一疋到來、被悦思食候、猶石田木工頭可申候也、

正月十日 (秀吉朱印)

手嶋市助とのへ

宗近新左衛門とのへ

高尾又兵衛とのへ

横見太郎右衛門とのへ

七夕ノ祝儀

年頭ノ祝儀

朝鮮ニ遣
ス御朱印
ノ送

三六三 豊臣秀吉朱印狀

此御朱印朝鮮へ被差遣候、次々持遣、寺澤志摩守り、迄可相届候、猶淺野
彈正少弼、山中山城守可申候也、

五月十九日 (文祿二年) (秀吉朱印)

羽柴備前宰相とのへ (宇喜多秀家)

羽柴安藝宰相とのへ (毛利輝元)

羽柴小早川侍從とのへ (隆景)

三六四 豊臣秀吉朱印狀

博多酒、同桑酒、大樽五苑、并海月十桶到來、誠遠路懇志、悦思食候、猶黒田
勘解由可申候也、

博多酒桑酒
ニ上ル

六月廿五日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍従とのへ

三六五 豊臣秀吉朱印狀

隆景ノ下
着
大佛殿ノ
材木

就下着之儀書狀、披見候、殊太刀一腰、馬一疋到來、悦思食候、今度輝元其方上洛、乍辛勞珍重候、次大佛殿材木之儀、入精之由、是又尤候、猶大谷形部少輔可申候也。

(天正十六年)
十月廿二日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

三六六 豊臣秀吉朱印狀

隆景鶴練
貫酒ヲ秀
吉ニ上ル

鶴三、并練貫酒十桶到來、悦思食候、猶黑田勘解由可申候也。

二月五日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

三六七 豊臣秀吉朱印狀

端午ノ祝
儀

端午爲祝儀、生絹深色帷子五到來、幾久悦思食候、猶石田治部少輔可申候也。

五月二日 (秀吉朱印)

小早川中納言とのへ

三六八 豊臣秀吉朱印狀

城中ニば
置い木ノ積

各請取城普請於出來者、一日むい木を仕、城中ニふ所のとく、いく所ふも積候て、上をぬり可置候、大雪をとて、薪不成時之爲、被仰付事候、然者、薪何程仕置候通、城主墨付を取候て可罷戻候也。

(文祿二年カ)

八月六日

(秀吉朱印)

羽柴小早川侍従とのへ

〔小早川家文書〕

第十三号大閣秀吉公御朱印下

三六九 豊臣秀吉朱印狀

○以下第三八五號文書ニ至ル十七通ハ、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

急之御用意有之而、此御書被差上候間、以次飛脚、不寄夜中、早々可差上候也、

秀吉書狀
送付
次飛脚

(天正十八年)
七月五日 (秀吉朱印)

清須屋崎

羽柴筑前侍従とのへ

岡崎(吉川廣家)

羽柴新城侍従とのへ

三七〇 豊臣秀吉朱印狀

爲歸陣之祝詞、太刀一腰、馬一疋到來、悅思召候、其元彌有付之由、尤候、萬

降景秀吉
歸陣ノ

祝詞ヲ致ス

小早川家文書之一

三二六

般可入情事、肝要候、猶民部卿法印可申候也、

(天正十五年)
八月一日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

三七一 豊臣秀吉朱印狀

此御物被成添奉行、被差上候間、以次人夫拾五人、可京着候、猶木下半介可申候也、

(天正十八年)
六月十五日 (秀吉朱印)

秀吉器物
次ノ送付
次人夫

星崎 清須

羽柴筑前侍從とのへ

岡崎

羽柴新城侍從とのへ

小早川 三七二 豊臣秀吉朱印狀

隆景鷹ヲ
秀吉ニ上ル

弟鷹一聯到來、遠路深切之至、悅思食候、殊更黃鷹、別而面白、自愛不斜候、猶委曲大谷刑部少輔可申候也、

(天正十六年)
後五月十四日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

三七三 豊臣秀吉朱印狀

書中通、加披見候、未其許逗留之由、心靜湯治候て、養性尤思食候、猶大谷可申候也、

(天正十六年)
九月廿二日 (秀吉朱印)

筑前侍從とのへ

三七四 豊臣秀吉朱印狀

小早川家文書之一

三二七

隆景ノ肥
後表在陣
ヲ勞フ

小早川家文書之一

三二八

爲音信、銀子五百兩到來、悅思召候、肥後表儀、書中具加披見候、打續苦勞
共候、委細安國寺可被申候也、

(天正十六年)
五月二日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

三三五 豊臣秀吉朱印狀

爲曆軸之嘉例、小袖二到來、悅思食候、猶黑田勘解由可申候也、

十二月廿九日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍從とのへ

三三六 豊臣秀吉朱印狀

隆景ノ名
鐵ヲ秀吉
ニ上ル

疊面五百帖、并鉄百束到來、悅思食候、當時作事之砌、一段重寶之候、猶增田
右衛門尉、石田治部少輔可申候也、

(文祿五年之)
八月十五日 (秀吉朱印)

羽柴三原中納言とのへ

三三七 豊臣秀吉朱印狀

鯨一喉到來之候、近浦江寄候哉、希有之儀候、猶石田木工頭可申候也、

極月廿五日 (秀吉朱印)

名嶋

留主居中

三三八 豊臣秀吉朱印狀

書狀披見候、大佛材木之儀、無緩津出之旨、尤候、猶以、無由斷可被差急事

小早川家文書之一

三二九

大佛材木
ノ津出

隆景ノ名
島留主居
鯨ヲ秀吉
ニ上ル

簡要候、委曲大谷刑部少輔、黒田勘解由可申候也、

(天正十七年ノ)
十一月十一日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

三七九 豊臣秀吉朱印狀

今度中納言^(小早川秀秋)下國、祝言儀、珍重満足旨、申越通、尤候、幾久与悦思召候、誠色
々馳走由、造左^(作)至候、猶増田右衛門尉、石田治部少輔可申候也、

(文祿三年)
十一月廿七日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

三八〇 豊臣秀吉朱印狀

去六日書狀、披見候、其方所勞得快氣、肩痛迄之由、彌療治肝要候、春小も

成候者、痛も可相止^七思食候、猶木下大膳^(吉隆)大夫可申候也、

(文祿二年ノ)
十一月十六日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

三八一 豊臣秀吉朱印狀

書狀、披見候、仍今度上洛、乍辛勞被悦思食候、殊更湯令相當、早々下國之
由、尤候、次大佛材木之事、不可有由斷之由、是又可然候、猶大谷、長束可申
候也、

(天正十六年)
十月五日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

三八二 豊臣秀吉朱印狀

小早川秀
秋ノ下國
祝言

隆景ノ所
勞ヲ見舞

隆景ノ上
洛
大佛材木

隆景干鯛
魚子等ナ
ル秀吉ニ上

爲音信、大桶樽五、干鯛百、魚子一桶到來之、悅思召候、猶石田治部少輔可申候也、

卯月五日 (秀吉朱印)

羽柴筑前宰相とのへ

三八三 豊臣秀吉朱印狀

蘇鉄ナ徴
ス

蘇鉄御用候間、於其方分領、隨分大あるを相尋、可差上候、猶石田治部少輔可申候也、

八月廿八日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

三八四 豊臣秀吉朱印狀

秀頼大坂
移徙ノ祝
儀

就若君大坂移徙祝儀、太刀一腰、銀子貳百兩、并太刀一振、銀子貳十兩到來、被喜思食候、猶大谷刑部少輔、黒田勘解由可申候也

十月廿三日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍從とのへ

三八五 豊臣秀吉朱印狀

隆景太刀
銀子等ナ
ル秀吉ニ上

爲祝義、太刀一腰、銀子拾枚、帷子十此内地、紅梅薄二、紅梅一、大樽十、肴五種到來、悅思食候、猶増田右衛門尉、石田治部少輔可申候也、

六月卅日 (秀吉朱印)

羽柴小早川宰相とのへ

〔小早川家文書〕

第十四号吉川元春公ヨリ隆景公及兼重下總守へ又外兩名へ與ル書翰

三八六 吉川元春自筆書狀(折紙)

(端裏切封ウハ書)

駿河守

隆景らる 御返報

(吉川) 元春

尙々藏田事羽衣石山田事を爰元ニて被聞候て被^登申候、自此方も一人、自尾高(出題)も一人相副差上申候、誠無比類、能被上候と申事候、

高田表之儀付而、一々被仰越候處、從安國寺内狀被差下候哉、其趣具承(美作)

知申候、其御事候、爰許みも其取沙汰迄候、羽衣石儀先日如申候、山出(南條元續)

可討果行候處、彼仁堅固之以覺悟切拔、至鹿野罷退候、此儀肝要候、(因幡)

一對此方無別儀由、血判之以神文、廣瀨若狹守与申者差越、重疊申分候、雖然、彼申様更不及分別候、内證の相澄候而、申組候衆中調相待候歟、又

高田表ノコトニツキ安國寺惠瓊ノ内
山田出雲守鹿野ニ退ク
南條氏ヨリ元春ヘノ神文

同氏ノ人質

隆家軍勢ヲ上ス

元春輝元ノ出張ヲ促ス

ハ手前之覺悟爲可仕候哉、此方をあやほり候と聞候、此方も山内一城爲可申付候間、先以東之儀を請引候て、彼使指返候、南條人質歷々之者藝州も罷居候、彼者共捨置候て、如此儀不及是非候、

一御人數上へ悉被差上、某元御小者一人之仕合ニて御氣遣之由、察申候、從吉田後於于今者、御調可爲御出張候、追々御催促肝要候、吉田御出張御延引故、惣被の衆も罷出候、御油斷之儀候被、

一彼兩所之事、被仰越候様ニ可爲必定と存候、自某許能々輝元へ御申肝要候、

一此表相談之趣、其分目をも不申入様被仰越候、尤候、乍去、彼御兩所ニ頓御返事申談候て、差返申候間、不及申候、此方儀者、從某元蒙仰旨ニ何後任候て、丹々之儀(山名氏)ハ不能申候、但州之儀も捨置候、右兩人さへ如此候時ハ、因州儀も如何可在之候哉、其氣遣可有御察候、猶様躰追々可申述候、恐々謹言、

(天正七年)

九月七日

隆景らゝ 御返報

元春元

○以下第三九〇號文書ニ至ル元春ノ花押皆之ニ同シ

三八七 吉川元春自筆書狀

追而御狀令披見候、御方御氣相之儀、去冬雖傷寒被相煩候、種々養生候て御快氣之由、尤可然候、乍去、此五六ヶ年御所勞之條、(復)すきと本腹之儀無之候て、御草臥之由、左様可有之と察申候、殊自去年ハ食事等然々無御座之由、笑止之御事候、何と様後不被指置、御養生可爲肝要候、仍御内存之通、濃々示給候、寔連々無御等閑申承之儀候之間、不相易彌三郎殿御事、聊不可有疎意候、於其段者、可御心安候、猶自是可申述候條、先閣筆候、恐々謹言、

(天正八年) 壬二月六日

元春(花押)

兼重下総守殿 御返

申給へ

元春兼重
元宜ノ病
ヲ問フ

三八八 吉川元春自筆書狀

返々、なりて、御さうをお得せし候へく候、そこもとのちんちんちにさゝあひ候のぬやう、たんあう申候へく候、

吉川元長
陣ノ伊豫出

又申候、(元)おんとよ志(州)あうへちんちの事、此(立)さひのかとくそめ此(長)るく

めと申、もとちり出られ候ハんと(元)の事候、我等事ハ、爰もとこ(長)る候するまゝ、ひさしく御けんさん(元)こいりまいらを候まゝ、おやしめし(立)ち候へり
と存候、うま人いり候ハ、御むりへの事ハ、ちうもん(元)まてうけさぬ
この候ハ、さへく候、そめての御出之事候、そ(元)りやりまゝと御
出候ハ、いりやとく御うきりる(元)る候、そのふんお(元)やしめ候
ハ、なりて御さううけさぬ(元)こるへく候、ま(元)ち申候、御悦又々

(天正十三年) 五月四日

もと春(花押)

(切封ッハ書)

(益田元祥室吉川氏)
七尾 五も〜へ參

申給へ

よしの原

もと春

三八九 吉川元春自筆書狀(折紙)

返々、御きあひの事、くゞくうけぬり候て、めてさく候く、

元春ノ宮
島逗留

ふもととうりう申候に、はゐて、もと祥(音信)より御いん志んとて御はり

益田元祥
ノ音信

ひ、こ小御さるさりをあくりとぬり候、御はる比の御事、めてさく候、そ

こもと御きあひ(氣)ニついで、御とりみさしるへく候ところニ、御はる比の

御事、めてさく候、又御きあひの事、此あひさちういろくむはりく御

いり候するや、はりあつら、志さひ小御くといきのよ候ま、御うき

くあんと申候、ちりくかへりするま、さい志より申るへく

候、めてさく候、又々し。

卯月五日

元春(花押)

(切封ッハ書)

(宮島)
こやくぬ

七尾りさ參

御つろ御返事

元春

申給へ

三九〇 吉川元春自筆書狀

御狀拜見候、仍陣替之儀、今日之事、人数等爲可相揃、相延候、明日者早々
可陣替候、可被成其御心得候、何を御出之時、可申述候、恐々謹言、

吉川元春
替經言ノ陣

八月七日

元春(花押)

(檢封ッハ書)

駿河

(吉川廣家)
經言らる御返事

元春

申給へ

三九一 吉川如兼廣家自筆書狀(折紙)

尙々、早々は迄之御尋之共、忝存計候、以上、

御氣色之儀、精被仰聞、忝被存候、吾等事、乗物少さ、こり申事候而、致
遅參候、昨日依雨天、山口令逗留候、猶後刻期貴面候、恐々謹言、

廣家ノ山口逗留

卯月十六日

(吉川廣家)
安齋

如兼



以下(花押)トアルモノ、之ニ同シ、

御兩三人參 貴報

三九二 吉川如兼廣家自筆書狀

書物之事、蒙仰候、存其旨候、吾等在所歸申候て、見分候ハテ、御めよか
を候事不輒候、本之中ニ御座候者、やまき御事マテ候、御學文御心懸志り
るへき御事候、恐々謹言、

書物

五月廿一日

如兼(花押)

(檢封ッハ書)

新十郎様參
彌十郎様 御報

安齋

如兼

〔小早川家文書〕

第十五号大閣秀吉公
側陋以來之御書翰

三九三

羽柴秀吉書狀(切紙)

(端裏切封)

右大將殿(信長)爲御祝儀、早速御使僧、殊御太刀一腰、御馬一疋御進上、御祝着
之由、即被成御返書候、右之趣、右馬頭殿(輝元)以後、以別番雖可申入候、無別條之
間、可然之様御傳達所仰候、委曲御使僧申渡候之間、不能詳候、恐々謹言、

正月十九日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

御返報

羽柴筑前守

(折封ウハ書)

小早川左衛門佐殿

御返報

秀吉

毛利氏ヨ
リ信長ヘ
ノ使僧

元就ヨ
リ信長ヘ
ノ使者
次秀吉ノ申

三九四

木下秀吉書狀(切紙)

(端裏切封)

今度信長ハ從元就爲御使、永興寺御上國候、拙子可申次之由候間、執申候、
信長別而入魂被申候條、彌向後無御隔心可被仰談事肝要候、我等事、乍若
輩、相應之儀示預、不可有疎意候、仍雖無見立候、馬一疋、飛漕毛令進覽候、自
今以後、別而可得御意表事候、猶如閑齋、柳澤新右衛門尉可被申候、恐惶謹
言、

(永祿十二年)

三月十八日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

人々御中

木下藤吉郎

(折封ウハ書)

小早川左衛門佐殿

人々御中

秀吉

三九五 木下秀吉武井余云連署狀(切紙)

(端裏切封)

就柳澤新右衛門尉上國、從御父子様、信長^(元政)の條々被仰越候、具申聞候、遠路切々御音信、本望由、則御返事進入候、隨而丹但兩國賊船之儀、公儀の申上、信長可被馳走旨候、定而不可有別儀存候、仍雲伯表、彌被任御存分之由、簡要存候、幾内其外信長分國、何以靜謐候、可御心易候、猶柳澤可被申述候、恐惶謹言、

(元龜二年)

四月十一日

秀吉(花押)

余云(花押)

小早川左衛門佐殿

御報

(折封ウハ書)

木下藤吉郎
夕庵

毛利氏ヨ
リ信長ヘ
ノ使者
ノ丹但
ノ賊船
ノ國

隆景ヨ
リ信長ヘ
ノ禮儀
ノ頭

小早川左衛門佐殿

御報

秀吉

三九六 羽柴秀吉書狀(切紙)

(端裏切封)

信長へ爲年頭之御禮、御札并御太刀馬^{銀子四枚}、則令披露候、御返事被進之候、被表例年之條、目出祝着之由候、仍私へ同代貳枚廿文目、被懸御意候、御懇之儀、本望候、近日可爲上洛之間、從京都可申入候、可得御意候、恐々謹言、

卯月一日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

御報

羽柴筑前守

小早川左衛門佐殿

御報

秀吉

(折封ウハ書)

三九七 羽柴秀吉武井余云連署狀(切紙)

(端裏切封)

隆景ヨリ
信長へノ
使僧
英賀

信長へ御札并御使僧之通申聞御返事被進之候、遠路御音信、大慶之由候、仍御間自他御用之儀、以墨付可申承之趣、尤被得其意候、自今以後、可爲其分候、將亦、英賀之儀未申聞候、後便ニ必信長存分可申入候、於兩人不可有疎意候、恐惶謹言、

卯月七日

余云(花押)

秀吉(花押)

小早川殿 御報

(折封ッハ書)

小早川殿 御報

羽柴藤吉郎
夕庵

秀吉

三九八 羽柴秀吉書狀(切紙)

(端裏切封)

柳瀬表ノ
戰捷
秀吉柴田
前北庄ニ
圍ム
勝家天守
ニ上リ妻
子ヲ刺シ
切腹ス
秀吉金澤
ニ至ル

今月十三日御狀、昨日廿五日、於越州北庄令拜闕候、殊毛氈廿枚送賜候、遠路之御懇志、祝着之至候、抑去廿一日、於柳瀬表及一戰、切崩、佐久間始立(盛政)蕃一類、其外五千余討捕、同廿二日、越州至府中追詰候、然而、柴田北庄へ(勝家)迹入候之間、則取卷候、數年雖相拵用害候、即時本城へ乘入候之處ニ、天守へ取上、妻子以下刺致、切腹、廿四日辰下剋相果候、越易儀者不及申、賀州能州越中迄、悉任存分候條、彼表手置等爲可申付、越州境目至金澤相越候、來十日比可令上洛候間、追々可申入候、隨而先度御返事、手前故延引、所存外候、恐々謹言、

(天正十一年)
卯月廿六日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿 御返報

三九九 羽柴秀吉直書(切紙)

態以飛脚令申候、筑紫之儀、先書ニ雖申候、黑田^(孝高)勘解由、宮木入道以兩人、重

而懇申遣候、何之道ニ付ても、豊後与關戸之間、通路不切之様ニ被取續、其

分別專要候、少も由斷有之間敷と雖察候、其許國之習よて、下々申度儘ニ、

存分通在之付而、諸事手遅之由聞及候間、彌用脚力候、猶以一書別昏在之

間、不具候也、

(天正十四年)

八月五日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

秀吉小早川氏ヲシテ豊後關戸間ノ連絡ヲ保タシム

同上

四〇〇 羽柴秀吉直書(切紙)

(端裏切封)

九州儀、委曲黑田官兵衛、宮木入道以兩人、懇雖申遣候、其元國習ニて、諸事手遅之由被聞召及候間、重而被仰遣候、豊後關戸之間、通路不切様被取續、

大ぬり山

何之道も急与其行簡要候、定雖不可有由斷候、黑田宮木りよまて被仰遣候間、能々可被相談候、隆景りよへ令申候、無越度様專一候、惣様者、天下之爲と申ありら、且者、毛利家之面目、且爲國之旁候間、彼是下々迄も心も有之侍者、可令満足与思召候、大ぬり山の方も可有候之條、萬々才覺此時候、由斷候て、不可有其曲候也、

(天正十四年)

八月五日(花押)

安國寺^(惠瓊)

四〇一 羽柴秀吉朱印狀(切紙)

(端裏切封)

去月六日書狀、今日江州至坂本到來、令披見候、誠遠遠候之處、切々飛脚、悅入候、仍北國面儀、去十四日返書如申遣、越中飛彈國共ニ平均申付、慥成物主相付、國之置目等相定、昨日十七、坂本迄納馬候、与州國中諸城被請取

秀吉越中飛驒ヲ平テ近江坂本ニ納馬ス

伊豫諸城
ノ請取

小早川家文書之一

三五〇

候哉、自然相滯儀候者、蜂須賀相談、此方へ可被申越候、國之置目等入念申
付候條、可心易候、尙期來音候也、

(天正十三年)
壬八月十八日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐殿

四〇二 羽柴秀吉武井余云連署狀 (切紙)

(端裏切封)

東北國畿
内ノ狀況

織田氏ノ
但馬出勢
ノ期

東北國之躰、并五畿内之趣、信長直ニ申入之間、不能重說候、
就因但間之儀、蒙仰趣申聞候、被得其意候、近日可爲上洛候間、畿内之躰被
見合、但刃へ働之日限、自是可被申入由候、猶日乘上人、可被相達候、恐惶謹
言、

(天正元年カ)
九月七日

余云(花押)

秀吉(花押)

小早川殿 貴報

(折封ツハ書)

羽柴藤吉郎
夕庵

小早川殿 貴報

秀吉

四〇三 羽柴秀吉書狀 (切紙)

(端裏切封)

朝倉義景
淺井久政
父子ノ生
害州一揆
勢州成敗
秀吉江北
ニ居ル

尊書欣悅不淺候、仍越州平均被申付、剩義景淺井父子生害、於戰場數多被
討捕、屬存分候、其剋勢州一揆等悉加成敗、無異儀御座候、近々上洛之内存
候、其砌可被申入旨候、拙子江北在之事候、相應之御用被仰付候者、可爲本
懷候、恐惶謹言、

(天正元年)
十月十二日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿
人々御中

小早川家文書之一

三五二

(折封ウハ書)

羽柴藤吉郎

小早川左衛門佐殿
人々御中

秀吉

四〇四

羽柴秀吉武井余云連署狀(切紙)

(端裏切封)

北國之儀、被任存分付而、早々被仰越候、御懇之至、畏存之由候、在洛之條、切々可被仰通候事、所希候、猶以、遠路示預候、大切存之由候、可得御意候、恐惶謹言、

(天正元年)

十一月七日

余云(花押)

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿
御報

(折封ウハ書)

羽柴藤吉郎
夕庵

隆景
信長
越前
平定
江平
祝ス

秀吉
隆景
高惠
長陣
ノ長陣
勞フ
當年ハ
當年ハ
ラズ
軍スベ
カ

小早川左衛門佐殿
御報

秀吉

四〇五

羽柴秀吉直書(切紙)

(長政)

爲其面見舞、差越黒田吉右兵衛尉候、寒天之刻長陣、彼は無心元事非大方候、極寒間陣取以下、丈夫申付、越年用意、尤候、當年者先々へ動無用候、下々夫丸等相路用心已下無姓ある物ニ候、先々儀不墓行候も不苦候、得其意可然候、殊更年内漸卅日計事候、然者、出馬候も早少之間候、其内無越度候様、諸事覺悟專一候、猶委細吉右兵衛尉可申候也、

(天正十四年)

十一月廿三日(花押)

(秀吉)

安國寺

黒田勘解由とのへ

小早川左衛門佐とのへ

四〇六 羽柴秀吉直書 (切紙)

豐前障子 岳落去 同香春岳 龍造寺政 家秀吉ニ 應ズ 秀吉豐後 島津ノ首 欲ス 阿波淡路 後ニ遣ス 島津ヲ豊 後ニ懸留 ス

去月十五日、障子岳被取詰候ニ付而、彼城こゝろ落候處を、數多被討捕由、尤可然候、其上香春岳被取卷由、寒天之刻と云、下々迄辛勞之段、不及是非候、次同十一日、龍造寺色立候由、可然候、仕合之段、諸口相揃候上者、豐後表ニ在之嶋津方、敗軍之儀、不可有程候、豐後國四方節所之由候間、嶋津方不破軍様ニかけ留豐後、之内よて嶋津首を刃度被思召候間、阿波淡路之者共、豐後へ差遣候間、人數豐後へ相着迄、薩摩之奴原不敗北於有之者、豐後者とも与談合候而、路次傳丈夫ニ被相構、豐後國へ被打入、嶋津不退様ニ被懸留度と思召候、左候ハ、陣取丈夫ニ被相堅、敵合戰不仕様ニ有之而、退候ハ、もやた、取て候間、見合、無聊爾様ニ追討ニ被仕度候、只今遣候淡路阿波兩國之者共、豐後へ相着、其方之人數も豐後へ打入、陣取被相堅候者、早道を以て此方於有註進之者、關白殿一騎りけ同前ニ被出御馬、被嶋津を手間不入ニ豐後よて被討果度御存分よて候間、彼かこらけ

落去有之上ニ而り、又ハ嶋津さへ討果候ハ、諸事不入事候間、秋月も抱る置、是非共豐後へ被相移、嶋津を可被懸留儀、專要と被思食候、但豐後ハ被相移候事も不成候者、不及是非候、此返事ニ懇可被申越候也、

(天正十四年) 極月朔日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

安國寺

黒田勘解由とのへ

四〇七 羽柴秀吉書狀 (切紙)

(宇喜多秀家) 八郎殿 御返報

筑前守

秀吉

(紙繼目)

十二日之御狀、今日十七日令披見候、

秀吉織田
信秀ヲ迎
ンガ爲ニ
出張ス
出張ス
山着佐和
江州北郡
表ノ沙汰

横山城
羽柴秀長
ヲ佐和山
ニ置ク

大垣着城
稻葉貞通
以下西美
濃衆秀吉
ニ質ヲ出
ス

織田信孝
ヲ乞フ
秀吉ニ和

西國表ノ
成敗

一三介殿爲御迎、去九日令出張候、路次中城々、始勢田之城安土江州之内山崎ニ人數入置、十一日ニ至佐和山令着城候事、

一江州北郡表人數打出、長濱之儀既可取詰与存候處ニ、柴田ウレカ何様ニも此方次第之由候て、金森五郎八、中村掃部差上候、向後別儀有間敷爲請乞、柴田伊賀人質出候間、不及是非、横山之城を相拵、人數丈夫ニ入置候、并佐和山ニ小一(羽柴秀長)郎入置候、濃州へ罷通候事、

一昨日十六日、濃州大垣之城へ我等令着城候、稻葉伊与父子、實子人質(貞通)請取、其外西美濃衆悉罷出、人質等出之候、其上城々へ人數入置、一篇ニ申付候事、

一三七殿之儀、今度無御届御覺悟ニ付而、岐阜一國一城之事候、是も唯今侘言半之儀候へ共、不能許容候、但加遠慮可申も不存候事、

一如此寒天之刻、年之際とも不申、相働候へ、西國之表裏者、春ニ成候て、爲可令成敗、國々之儀堅申付候事、

秀吉信秀
ヲ奉ジ安
土ニ入ラ
ントス

一右之分ニ隙明候間、近日三介殿至安土御供申、頼至姫路可令歸國候、

一西表相替儀無之候間、可爲其分候、猶期後音候、恐々謹言、

(天正十年)

十二月十八日

秀吉(花押)

八郎殿

御返報

〔小早川家文書〕

第十六号増田右衛門外九名ヨリ隆景公外五名へ與ル手束

伏見使者

四〇八 木下吉隆自筆書狀

伏見へ被遣可然候間、明日早々人を可被遣候、御つ不申へ文調進之候。

(紙綴目)

(捺封ウハ書)

林木工允御報

木下 吉隆

四〇九 木下吉隆自筆書狀

(端裏書) 木大

如尊墨、近日不能面拜候、てまへ取亂、人をも不遣之候、一上様廿三日御上洛之由候、

小早川氏ヨリ秀長へ使者輝元病ム

一 毎日御そち碁よて候、

一 殿下様も毎日御つめあされ候、

一 大和へ御使者被遣候由、尤候、目出候、

一 輝元様も御所勞、無御心元候、御見廻申候事も不罷成候、殿下様御座

候へ、兩人御奉公ニ少も不得隙候、貴意御煩能々可有御養生候、御札

恭候、恐々謹言、

(天正十九年ウ) 正廿日

吉隆(花押)

(紙綴目)

(捺封ウハ書)

安國寺様御報

吉隆

四一〇 木下吉隆自筆書狀

輝元様中納言殿ニ被仰出之由、目出存候、以參可申上候へとも、不得隙候

小早川家文書之一

三五九

輝元任中納言ノ勅許

間、無其儀候、可然様ニ可被仰上候、恐々謹言、

(文祿四年)

正月四日

吉隆(花押)

(ウハ書)

木下大膳

門尉殿

吉隆

(紙繼目)

四二一 木下吉隆自筆書狀

(端裏書)
木大膳

被成御上候哉、何も御ひろいさぬ御そくりあされ候へとも、早速よく御座候、旁以御見廻被申候、御てまへ如何あされ候哉、承度候、隨而 殿下様御間之趣い、みちこの方ひく、御座候て、此方かみ□とおり申候、高るいよ御りけあされ候て可然□、二りいふとも高き趣いをりけ候て可然候、東の方のよく御座候、恐々謹言、

秀頼
ヲ病ム

(秀頼)

(候カ)

(元カ)

卯月十日

吉隆(花押)

(紙繼目)

(捻封ウハ書)

柳 監殿
二大郎右殿 御宿所

吉□(隆)

四二二 木下吉隆自筆書狀

てるもとさ御下向候哉、承度候、昨日罷下候、と

六月九日

吉隆

(紙繼目)

(結封ウハ書)

(堅田元慶)
堅兵部様
人々御中

木大

吉隆

四二三 木下吉隆自筆書狀

小早川家文書之一

三六一

(端裏捻封ウハ書)

堅田兵部殿

木大

吉隆

今朝宮部(續也)法印へ御成ニて候、明日明後(日)於本丸御能御座候、

尊書拜見、忝存候、於伏見御成之事、珍重存候、御上之事、いま何比とも恐
之候、大略十日比と存候、其砌隨分相應之御用可承候、此由可被仰上候、無
々謹言、

卯月四日

吉隆(花押)

四一四 木下吉隆自筆書狀

近日御下向之由、不申承、御殘多候、此方御用候者承度候、
上様御上りの事、雨ゆへのひ申候、明日天氣次第さるへく候、しし。

四一五 黒田孝高自筆書狀(折紙)

秀吉ノ北
國平定
孝高小早
川氏ニ來
島表ノ軍
勢撤退ス
命ヲ達ス

尙々、來嶋之儀急度御人數被甘候て、御理尤候、其段於御油斷者可相破候、
態申入候、北國無殘相濟申候、其段具從御兩所可被仰下候、隨而御無事之
儀、是非御理於可被仰者、來嶋表之御人數、片時も急可被成引御取候、右旨
於御油斷へ、警固急度可差下之旨、被申候間、御分別不可過候、御兩役様へ
被仰上、御返事待申候、御使者も被成御上、可然存候、貴僧様者、御上之事、
先御無用よて候、恐惶謹言、

(天正十一年)
五月七日

孝高

(切封ウハ書)

黒官兵

安國寺様

孝高

人々御中

四一六 長束正家書狀(折紙)

以上

尊書拜見仕候、

一今度都無異儀御引取、殊從大明之勅使有御同道、日本へ被差渡候事、御手柄不及是非候、大閣様御機嫌、御推量之外候、

一御馬御拜領之御禮狀、具披露申候、重而可被成、御朱印之由候間、自是可申入候、

一勅使同道にて、兩四人名護屋へ參上被申候、仕合能候間、先以可御心安候、貴殿御分別御才覺之段、各具被申上候、其段へ勿論之儀と、御意候て、御感不斜候、其様子重而可申入候、

一朝鮮御仕置之様子、條々被仰含、(石田三成、大谷吉繼、小西行長)石治、大刑、小攝兩三人、一兩日中被差遣候、(増田長盛)増右へ勅使渡海之砌迄、被爲留置候、今度大明与御和平之儀、日本之都へ被仰遣、勅定之上、可被成、御返事之旨候、

一名嶋御留守居衆、切々申談事候、猶御用之儀可被仰越候、聊不存疎意候、恐惶謹言、

大明勅使
渡來ニツ
盡力

明使名護
屋ニ來ル

朝鮮仕置
田三成
西行長
渡海
秀吉ハ勅
議ニ答フ
名島留守
居衆

長束大藏大輔

(文祿二年)
五月十九日

正家(花押)

隆景様

貴報

四一七 石川光元書狀(折紙)

態申入候、仍來年朝鮮へ御人數被差渡御用と志て、御舟貳百五拾艘被仰付候、然者、鉄之御朱印、并いりり(礎)の御朱印被成候、持を進之候、急之御用候間、爰元へ鉄御自分御用ニ被上置候於有之者、先少々成共、請取申度候、先年五百石舟之いりり今不入候條、それを其方へ被遣之候、播州室津ニ有之儀候間、相改、急度可相渡候、其御心得可被成候、猶此使者可申入候、恐々謹言、

朝鮮出勢
船ノ用意
秀吉鐵并
スニ礎ヲ微

五百石船
礎

石川紀伊守

(天正十九年)
卯月十三日

光元(花押)

堅田兵部少輔様
人々御中

四一八 長東正家書狀(折紙)

秀吉輝元
隆景ニ歸
朝ヲ促ス

輝元様可有御歸朝旨、度々雖被成 御朱印候、御延引付而、只今重而以
御朱印被仰遣候、早々被成御歸朝候様ニ可被仰入候、貴殿も其御城御番
衆被仰付候て、被成御歸朝、御苦勞被相止候様ニと、在之事候、其元御仕置
も漸出來之由候者、大閤様來月一日可有御納馬旨候、其以前ニ被成御
歸朝候様ニと、奉存計候、猶追而可得御意候、恐惶謹言、

長東大藏太輔

(文祿二年)
八月六日

正家(花押)

隆景様
人々御中

秀吉重不
テ鐵ヲ重
ス造船所
以テナル
ヲ急ガス

四一九 石川光元書狀(折紙)

先書如申入候、鉄重而之 御朱印被成候條、進之候、舟之儀御急ニ候、作申
所土佐國ニ候之條、鉄遲請取申候へ、遅々仕候條、先々御手前御自分之
御用ニ被上置候於御座候者、先御渡可忝候、公儀と申ありら、偏奉頼存
候、先書も被入御念之通、過分候、何も急速ニ相調之儀、重而致 言上、從是
可申入候、恐惶謹言、

石川紀伊守

(天正十九年)
卯月十九日

光元(花押)

堅田兵部少輔様
人々御中

四二〇 石川光元書狀(折紙)

返々、早速ニ被仰付候段、御禮不得申候、以上、

石川光元
堅田元慶
馳走ヲ
謝ス

鉄重而貳百駄 御朱印被成候處ニ、被仰付、御渡可有之由、忝候、公儀御用と申ありら、別而貴殿御馳走之段、於拙子忝候、鉄早速ニ相調、御渡被成候間、御舟之儀、頓而出來可仕候、(錠)錠之儀、遅候ても不苦候、成程之義被仰付、尤ニ存候、猶御使者へ具申入候條、不能巨細候、恐惶謹言、

石紀伊守

(天正十九年)
卯月廿三日

光元(花押)

堅田兵部少輔様
御報

四二一 石川光元書狀(折紙)

以上

秀吉召舟
ノ礎甘首
ヲ徴ス

態申入候、仍 太閤様御召舟のいりり甘首、拙者に可有御渡との御朱印被成候間、被仰付、被成御渡候て可被下候、いりりの注文、別番ニ進上申候、恐惶謹言、

石川紀伊守

(天正十九年)
五月十三日

光元(花押)

柳澤監物殿

堅田兵部少輔殿

人々御中

四二二 豊臣氏奉行連署狀(折紙)

隆景ノ仕
置注進ニ
吉ノ意ニ
叶フ
普請出來
次第隆景
命ニ歸朝
テ

御使札之趣、具致披露候處、被 聞召届、御仕置之様子、一段 御感不斜候、繪圖を以被仰上通、尤 思召候、則 御朱印并(淺野長吉)淺彈、増右、石治、大形、被仰遣之候、御普請出來次第、貴殿も先可被成御歸朝之旨、被 仰遣候、此段者、被入御念 御意共候、(小早川秀包)久留米侍從殿、(立花宗茂)柳川侍從殿、其外御人數被殘置、早々御歸朝奉待候、猶其節可得御意候、恐惶謹言、

長東大藏太輔

(文祿二年)
七月廿九日

正家(花押)

山中橋内
長俊(花押)

木下半介

吉隆(花押)

隆景様

貴報

四二三 豊臣氏奉行連署狀(折紙)

被成 御朱印候間持進候、委細 御朱印ニ如被仰遣候、高麗國之儀、各御請取之國々、御代官所被入渡候て、可被所務之旨候、少も無越度様ニ可被仰合之由、御意候、於様子者、藤堂佐渡守ニ雖被^(高虎) 仰合候、尙以、爲御念如此被仰遣候、將亦、御前相替儀無之候、此方御用可承候、恐惶謹言、

長束大藏大輔

正家(花押)

(文祿二年)
七月廿二日

高麗國ノ
所務

寺澤志摩守

定政(花押)

羽柴小早川侍從殿

羽柴柳川侍從殿

羽柴久留米侍從殿

人々御中

四二四 豊臣氏奉行連署狀(折紙)

尙以御馬十二疋、内六疋其方ニ被置候て、殘六疋飼料已下、一宿分つ、下行候て、可有御通候、以上、

態申入候、委細 御朱印如相見候、大明人自然朝鮮之都、五六日路も罷出、於陣執者、各對陣を御取候て、可被御注進候、上様被成御渡海、可被爲討果旨、先書ニ度々被 仰遣候、然者、御馬六疋被遣候條、三原ニ三疋、長門國府ニ三疋、兩所ニ被置候て、飼料以下可有下行旨、被 仰出候條、別番一

馬ノ遞送

秀吉渡海
ニツキ
馬ノ用意
三原並ニ
長門ノ國
府ニ三疋
置ケ

書を以申入候此通御下行候て、重而可有御筭用候恐々謹言、

長東 大藏

(天正廿年)
九月三日

正家(花押)

増田右衛門尉

長盛(花押)

佐世与(元嘉)三左衛門殿

堅田兵部少輔殿

御宿所

四二五 豊臣氏奉行連署添狀(折紙)

疊面五百帖、鉄百束御進上候、令披露候處、御感不斜候、即以 御朱印被

仰出候、猶以、兩人相意得可申送之旨候、恐惶謹言、

増右

長盛(花押)

八月十五日

隆景秀吉
ニ疊面並
ルニ鐵ヲ上

石治少

三成(花押)

三原中納言殿

御返報

四二六 羽柴秀保書狀(折紙)

御狀披見仕候、其面之様子、一々預示候、令承知候、長々御辛勞、度々如申候、無申計儀候、先度以使札申候處、御懇報、喜悅候、其國之儀、追々被仰出子細候條、急度被明御隙、可有御歸朝候之條、其刻連々儀可申承候、猶羽田長門守可申入候、謹言、

(文祿二年)
五月十八日

(羽柴)秀保(花押)

筑前侍從殿

羽柴秀保
隆景ノ長
陣ナ勞フ

四二七 長東正家書狀(折紙)

淀君ノ歸
洛ニツキ
人足添馬
ノ用意

明日十五日、御上様被成御上洛候、然者、人足添馬之事、最前被仰出候外、
重而人足百人、新庄駿河守、一柳越後守兩人へ可有御渡候旨、御錠候、人
足并添馬前後之分、一度ニ入申儀候、無御由斷、兼日有御用意、可有御待候
恐惶謹言、

長東大藏大輔

(天正十八年)
七月十四日

正家(花押)

羽柴筑前侍從殿

(庄(吉川廣家))
羽柴新城侍從殿

人々御中

四二八 成瀬國次書狀(折紙)

隆景ヨリ
徳川家康
ヘノ音信

預貴札候、仍大納言へ御音信之透、即披露申候、種々御音信、被入御念候儀、
祝着之旨、能々可申進之由、被申候、次拙者々へ爲御音信、鵜目三百疋被
送下候、珍重存候、來春者御渡海之儀候條、其刻可申承候、恐惶謹言、

(瀬)
成世伊賀守

(天正十九年カ)
十一月八日

國次(花押)

小早川侍從様
尊報

四二九 安威五左衛門尉某書狀(折紙)

去月廿三日之御狀、今日至京都、聚樂參上候條、則致披露、被成 御返書
候、早々被仰上旨、別而悅被 思食候、此御書中被入御念候、兩國之者共不
届輩有之者、被任御覺悟、可被刎首旨、御錠候、寔罷上以後、可申入處、手前
不得隙、無音、所存之外候、御用之儀被仰聞、不可存疎意候、將亦、大形少于
今出頭不申候間、御札届可申候、猶期後音、可得御意候、恐惶謹言、

安威五左衛門尉

(天正十五年)
八月六日



隆景様

參貴報

四三〇 長東正家書狀(折紙)

尙以此方御用之儀、可被仰越候、不可存疎意候以上、

追而令啓上候、仍手嶋内藏丞方を以、被仰越候貴殿御舟之儀、申上候處、御自分御兵糧被召寄之條、被成御用捨之旨候、御蓄之躰被聞召届、御感不斜候、其段内藏丞殿へ申渡候、尙以、貴殿儀、御歸朝候様ふと被仰遣候、頓而く奉待候、恐惶謹言、

長東大藏

(文祿二年)

七月廿九日

正家(花押)

隆景様
人々御中

四三一 黒田孝高峰須賀正勝連署狀(切紙)

(端裏切封)

龜山御祝言之儀、被成御調、秀吉御満足不過之候、仍藤四御事、永々御逗留

(小早川秀包)

秀吉雜賀
表出馬ノ
期早川氏
小早川氏
境目ノ沙

之條、爲御休息、被差下候、可爲御大慶候、來三月初、雜賀表御出馬候間、爲御警固、大將可有御上候、將亦、境目之儀、内郡八橋雖御約束之内候、御指置候、兒嶋之儀、御進退之處、難默止雖被思召候、備前之内候間、可有御上

四國征伐
ノ期

長曾我部
元親ノ懇

表之由候、四國之儀、來夏可被及御行之條、伊与土佐兩國可被進置由、被仰出候、就其、長曾我部種々雖致懇望候、無御許容候、來夏御行之内者、其元御勸御無用よて候、城々堅固ニ可被抱置事、專用ニ候、猶安國寺、林土佐守可被仰入候、恐惶謹言、

(天正十三年)

正月十七日

(蜂須賀)

正勝



孝高(花押) ○孝高ノ花押、前第四一、五號文書ノモノニ同ジ、

井上又右衛門尉殿

(春忠)

〔小早川家文書 第十七号秀吉 公御朱印上〕

四三二 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

肥前國一揆端々令蜂起之由候、差儀雖不可有之候、(吉成) 迎御人數被遣儀候間、
卒爾之動不可仕候、小早川左衛門佐、黑田勘解由、森壹岐守久留米ニ在之
事候、毛利右馬頭(輝元)早速可着陣候間、相談、無越度様專一候、御人數之儀者、
左右次第可被仰付候、其上和(秀次) 江中納言、(宇喜多秀家) 備前宰相被差越、唐國
迄可被仰付候、九州事五幾内同前ニ被思召候條、可成其意候也、

(天正十四年) 十月十三日 (秀吉朱印)

波多下野守

とのへ

四三三 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

肥前國一揆端々蜂起之由候、指儀雖不可有之候、筑紫廣門 迎御人數被遣儀候條、卒
尔之動不可仕候、小早川左衛門佐、黑田勘解由、森壹岐守久留米ニ在之事
候、毛利右馬頭早速可着陣候條、無越度様專一候、御人數之事者、左右次第
追々可被遣候、其上和(織) 江中納言被差越、唐國迄も可被仰付候、
九州之儀者五幾内同前被思召候條、可成其意候、尙石田治部少輔可申候
也、

(天正十四年) 十月十三日 (秀吉朱印)

筑紫左馬頭

とのへ

四三四 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

肥前國一揆等端々令蜂起之由候、指儀雖不可有之候、有馬晴信 迎御人數被遣儀候
條、卒尔之動不可仕候、小早川左衛門佐、黑田勘解由、森壹岐守久留米ニ在

筑紫廣門
チンテ隆
景輝元等
待タシムヲ

肥前國一
揆ノ蜂起
波多信時
チンテ隆
景輝元等
待タシムヲ

景輝元等
侍ノ指揮ヲ
メ

之事候、毛利右馬頭早速可着陣候條、相談、無越度様專一候、御人數之儀者、左右次第追々可被遣候、其上和易大納言、近江中納言被差越、唐國までも可被仰付候、九州事五畿内同前ニ被思召候條、可成其意候、猶石田治部少輔可申候也、

(天正十四年)
十月十三日 (秀吉朱印)

有馬左衛門大夫
(晴信)
とのへ

四三五 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

秀吉小西
行長ヲ下
シ隆景
軍議セシ
ト

去月廿六日之書狀、安國寺註進之趣、何も被聞召届、雖被成御書候、猶其許様躰爲可被聞召、小西攝津守被差遣候、各遂相談、具可申越候、肥前國一揆雖蜂起候、差儀在之間敷候、併見計、聊尔之働無用候、毛利右馬頭早出陣之由候間、定而可爲着陣候、其方左右次第、御人數之儀、大和納言、近江中

納言、備前宰相、其外四國之者共を始、出陣之儀可被仰出候、彌粉骨專用候、時分柄迷惑之段、被痛入候、猶小西可申候也、

(天正十四年)
十月十四日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四三六 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

肥後ニ遣
ス兵糧ノ
遞送

佐々成政
ル
尼崎ニ來

秀吉檢使
ノ歸ル迄
成政ノ糺
メ
尼崎ニ留
メ置ク

至肥後兵糧三千石被遣之候、然者、從小倉(千栗)ちりく迄中途(肥前)ふて、黒田勘解由、森壹岐守手前より、其方請取之、ちりくへ相届、龍造寺民部(政家)太輔ニ相渡、舟よて早々熊本浦迄相着、檢使共ニ可相渡由、可被申付候、陸奥守事、尼崎迄罷上後、彌曲事ニ被思召候、雖然、肥後へ被遣候、檢使共罷上次第ニ、様躰被聞召、猶以、被遂御糺明、陸奥守被加御成敗候歟、又ハ國端へも被遣候歟、否之後、可被 仰出として、先尼崎ニ被留置候也、

(天正十六年) 二月廿日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四三七 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

去月十六日書狀、今日於聚樂遂披見候、肥後表差越人數付、如被仰出、南關(肥後)在陣旨聞召候、淺野(長吉)其外者共、可爲無聊候間、相談候而、念を入、無由斷可被申付候、委細段大谷形部(刑)少輔、石田治部少輔兩人可申候也、

(天正十六年) 卯月二日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四三八 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

隈部氏ノ成敗

去月廿三日之書狀、今日至京都到來、披見候、隈部(親水)事、早速申付之由、尤思召候、如書中黑田勘解由、森壹岐守り、言上候、其方預ケ置候兩國之者共、自然不届族在之者、任覺悟可被刎首候、彌其城普請等事、念を入可申付候、不可有由斷候也、

(天正十五年) 八月六日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四三九 豊臣秀吉朱印狀

○コノ文書、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

至南關着陣之趣、安國寺註進旨、聞召候、早々相動儀、辛勞共候、就其條々以一書、安國寺かへ被仰遣候條、遂相談、彌無由斷一揆成敗可然候也、

(天正十五年) 九月十九日 (秀吉朱印)

小早川秀包ノ南關着陣

隆景ノ肥後南關在陣、淺野長吉等ト相談セシム

小早川藤四郎とのへ

四四〇 豊臣秀吉朱印狀案 (切紙)

○コノ文書中央ノ紙縫目ニ~~コ~~レノ裏花押一ツ存シ、前後ノ端裏ニ同裏花押ノ前半後半ノ痕跡アリ、又コノ文書ハ、文祿二年ノモノナリ、

態被仰遣候、隆景所勞之由、被聞召候、此以前(隆景)も早々可歸朝之由、被仰遣候處、遅々之段、沙汰限候、在番之儀堅申付、小早川事、歸朝候様ニ可申聞候、由斷候て煩おもり候へ、可爲沙汰限候、能々加異見、片時もいろき歸朝之儀、可申聞候、猶輝元へ被仰聞候也、

隆景ノ歸朝ヲ促ス

四四一 豊臣秀吉朱印狀

○コノ文書今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

町送ノ夫丸

町送之夫丸四人申付、此御物共、京着專一候也、

(天正十八年) 六月廿一日 (秀吉朱印)

- 齊村左兵衛尉とのへ (廣秀)
- 別所主水 正とのへ (重棟)
- 加藤遠江 守とのへ (光泰)
- 南條伯耆 守とのへ (元續)
- 木下備中 守とのへ (重堅)
- 垣屋隠岐 守とのへ (恒總)
- 池田伊与 守とのへ (秀雄)
- 龜井武藏 守とのへ (茲矩)
- 大柿 留主 居中
- 佐和山 留主 居中
- 大津 留主 居中 (前田玄以)
- 民部 卿 法 印

安國寺表
肥後表
注進ス

四四二 豐臣秀吉朱印狀 (折紙)

十六日書狀、今日晦日、於京都加披見候、肥後表之儀、一々言上、聞召候、委細先書如被仰遣候、各遂相談、行不可有由斷候、色々精入之由、神妙候、何篇來春者、可爲御動座候間、可成其意候、猶石田治部少輔可申候也、

(天正十四年)
九月晦日 (秀吉朱印)

安國寺

四四三 豐臣秀吉朱印狀 (折紙)

去六日書狀、今日廿二日、於大坂遂披見候、

有動付城
へ兵糧ヲ
納ル
立花統虎
ノ戦功

(肥後)
一有動付城へ兵糧差籠、丈夫申付之由、尤思食候、殊其剋及一戰候て、立花
(統虎)
左近將監手へ頸數多討捕之由、雖不始于今儀候、手柄を仕候粉骨、寄特
思食候、被成下御書候間、得其意、能々可申聞候、重而可被加褒美候、

豐前野仲
古城取
黑田孝高
森吉成豐
前二歸ル
隆景ヲシ
テ輝元ト
相談シ古
城ヲ責メ
シム
惡逆人ノ
妻子

西肥前

一野仲城井兩人之奴原申合、豐前上毛郡野仲古城へ依罷出候、中通一揆
等も少々就令蜂起、黑田勘解由、森壹岐守豐前へ打歸之由、被聞食候、輝
元可爲着陣候條、遂相談、彼古城討果、一揆等撫切ニ可申付候、猶以、卒爾
之動不可仕候、
一彼惡逆人妻子共之事、大友左兵衛督りへ御書被成候間、持を、堅可申
聞候、

一西肥前之者共りへも、追々被仰出候、
一度々如被仰聞候、御人數之儀者、左右次第、可被差遣候、其面之様子切々
可致言上候也、

(天正十五年)
十月廿二日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四四四 豊臣秀吉朱印狀

○コノ文書、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

立花統虎
筑紫廣門
高橋統增
春和仁邊
伐ノ功誅
肥後ノ殘
黨糺明

今度至肥後國早速相動、小早川相談、(親實)和仁、(親行)邊春悉令誅伐段、感思召候、寔粉骨儀、無比類候、然者、彼國殘黨被遂御糺明、爲可被仰付、來正月廿日爲上使貳万余被仰付候條、可成其意候、猶小早川左衛門佐可申候也、

十二月廿七日 ○ (秀吉朱印)

立花(統虎)左近將監とのへ

筑紫(廣門)左馬頭とのへ

高橋(統增)彌七郎とのへ

〔小早川家文書 第十七号 秀吉 公御朱印下〕

四四五 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

肥後田中
城ノ取卷
堀雲鷹

去月十五日書狀、被加披見候、并小西攝津守罷上、言上候通、一々被聞召候、(肥後田中城)和仁邊春取卷之由、寒天之剋、痛入雖被思召候、併隆景外聞實儀候間、以仕寄責崩候歟、又者重々堀雲鷹以下丈夫相付、干殺ニ成候歟、何之道ニ成共、九州自今己後之爲見懲候間、一人後不遁様可被申付候、殘黨之儀者、迎來春御人數被差遣、一々可被刎首候條、可被得其意候、誠打續在陣、苦勞感被思召候、委細者小西り、迄被仰出候間、定而可相達候也、

十二月十日 ○ (秀吉朱印)

安國寺

小早川左衛門佐とのへ

四四六 豊臣秀吉朱印狀

○以下二通ハ今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

度々如被仰聞候、肥後其外國々々置目等、爲可被仰付、被差遣御人數候、成其意、有相談、彌不可有由斷事專一候、其方之儀者、南關邊迄可被打越候、誠永々在陣、粉骨之至、被感恩召候、仍馬一疋被遣之候、猶淺野彈正少弼可申候也、

(天正十六年)

正月廿七日

(秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四四七 豊臣秀吉朱印狀

肥後國侍同百姓以下申分、聞届、可遂言上候、被聞召届、可被加御下知候也、

(天正十五年)

十月廿一日

(秀吉朱印)

安國寺

四四八 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

北條儀、頃可致出仕旨、及御請一札之面、不相立、結句、信州之内一城奪取之、其外於東國無道表裏、無是非次第候、因茲、對北條如此被仰遣候、則寫加朱印爲見之候、右之通被仰出上者、來春被出御馬、可加誅戮候、先勢從正月打立候、其方事、尾州清須城請取、人數二千、て自身可在番候、同國假屋須賀城へ人數五百可被入置候、其用意可被申付候間、爲越年上洛無用ニ候、二月中旬必京着肝要候、猶淺野彈正少弼、黑田勘解由可申候也、

(天正十七年)

極月四日

(秀吉朱印)

北條信出 州ノ一城 奪取ル 北條ヨリ 秀吉ヘ 戦宜ノ 米 印出 馬 並ニ先 出 隆景ノ 尾城 張清須 在番 命

肥後以下 國々々置 目 秀吉隆景 進マシム

肥後國侍 同百姓ノ 申分

羽柴筑前侍從とのへ

四四九 豊臣秀吉朱印狀案(切紙)

○コノ文書第一紙ノ端裏ニ前第四四〇號文書ノ繼目裏花押ノ後半ヲ存シ、以下紙繼目裏花押ハ、同花押ノ完形ナリ、

(天正十八年五月)
去月十三日書狀、石火矢五張、并道具、今月朔日參着候、誠早々到來、被悅
思食候、仍此面事、關東城々、爲松井田城、川越、(上野)江戶初、數ヶ所請取之候、此
月相時分、至于會津相移、出羽奥州迄之儀、被成御改、仕置等堅可被仰付候、
尙木下(吉隆)半介可申候也、

(裏花押) (紙繼目)

(大下向) (秀長)
太和大納言とのへ

(裏花押) (紙繼目)

爲端午之祝儀、帷子三、拾二肩衣、袴、帶、并道服十、曝布帷子二、拾樽、五、荷、肴、
何も入念到來、誠遠路懇情、悅入候、隨而當面事、關八、八諸城悉請取之、人

數入置候、小田原一城迄之躰候條、丈夫ニ彌取卷被仰付、此月相會津ニ相
移、出羽奥州儀相改、紙ニ續ク

(裏花押) (紙繼目)

仕置等堅被仰付、又此面へ可打歸候、就中、其方彌得快氣之由、珍重候、養
生之儀、不可有由斷候、委細使者可及見聞候、猶木下半介可申候也、

(紙繼目)

太和大納言とのへ

○コノ花押ハ、前半ヲ存セリ、
(裏花押) (紙繼目)

馬貳拾疋差上候間、預候て責させ可申候、被成御歸陣、各宮□ニ可被下候、
即毛付別番ニ被仰遣候、猶木下半介可申候也、

(紙繼目)

太和大納言殿

小田原城
取卷

秀長ノ病
恢復ス

馬ノ送付
毛付

石火矢并
道具ノ參
着
松井田川
越江戶城
ノ請取
秀吉會津
出張ノ期

關八州諸
城ノ請取

四五〇 豊臣秀吉朱印狀

○以下第四六一號文書ニ至ル十二通ハ、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

傳馬 此者一人傳馬一疋申付、京都迄町送可相届者也、

(天正十八年) 七月十六日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

(吉川廣家) 羽柴新庄侍従とのへ

四五一 豊臣秀吉朱印狀

馬ノ送付 御馬八疋被差上候、毛付如注文請取渡可念入候、猶木下半介可申候也、

(天正十八年) 五月廿三日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

羽柴新城侍従とのへ

四五二 豊臣秀吉朱印狀

隆景ノ湯治

湯治之由、尤候、有逗留養生可然候、兵糧在之間敷与思召、則被仰付候、猶増田右衛門尉可申候也、

(天正十六年) 九月十六日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

四五三 豊臣秀吉朱印狀

秀吉書狀ノ送付

此御書急々御用候て、聚樂へ被差上候間、以次飛脚早々可相届候也、

(天正十八年) 六月廿九日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ
羽柴新城侍従とのへ

四五四 豊臣秀吉朱印狀

碁打庄林入道、同鹿鹽、并樋口石見守歸京候、路次中傳馬三疋、留々賄等可被申付候也、

(天正十八年) 七月十五日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ
羽柴新庄侍従とのへ

四五五 豊臣秀吉朱印狀

町送夫丸四人被申付、此道具可有京着候也、

(天正十八年) 六月廿一日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ
羽柴新庄侍従とのへ

四五六 豊臣秀吉朱印狀

此御朱印火急之御用ニ被遣之候、次以飛脚早々可被相届候、尙木下半介可申候也、

(天正十八年) 六月廿九日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ
羽柴新城侍従とのへ

四五七 豊臣秀吉朱印狀

碁打庄林
入道同鹿
鹽樋口石
見守歸

町送夫丸

秀吉朱印
送付

馬ノ送付

御馬貳拾疋被差上候間、請取渡入念、次々へ可相届候、猶木下半介可申候也、

(天正十八年) 六月廿日 (秀吉朱印)

清須星崎

羽柴筑前侍従とのへ

岡崎

羽柴新城侍従とのへ

四五八 豊臣秀吉朱印狀

七夕ノ祝儀

爲七夕祝儀、大樽五并三種到來、被悦思食候、猶石田木工頭可申候也、

(正澄) 七月五日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍従とのへ

四五九 豊臣秀吉朱印狀

幸若ノ歸洛

幸若被差上之間、傳馬四疋分可申付候也、

(天正十八年) 七月十六日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

羽柴新城侍従とのへ

四六〇 豊臣秀吉朱印狀

本阿彌後藤松村ノ歸洛

本阿彌、後藤、松村被差上候、町送之夫六人、傳馬三疋申付、可送届候也、

(天正十八年) 六月十八日 (秀吉朱印)

羽柴筑前侍従とのへ

羽柴新庄侍従とのへ

聚樂へ荷物ノ送付

四六一 豊臣秀吉朱印狀

石田木工頭申次第、聚樂へ此荷物可相届候、地下人ニ不可申付候、爲在番之衆与次夫を以可差上候也、

(天正十八年) 七月五日 ○ (秀吉朱印)

羽柴筑前侍從とのへ

羽柴新城侍從とのへ

〔小早川家文書 第十八号大関 秀吉公御朱印〕

四六二 羽柴秀吉朱印狀 (折紙)

態申遣候、薄と云公家、諸國牛ニ役錢を相懸候□執之由候、秀吉聊も不知事候、定而可爲謀判候、言語道斷曲事候、其國在々所々よて、馳走仁可有之條、糺明候て、右役錢取候者有之者、公家よても、門跡よても、何者成共、悉召搦候て、可被相越候、無油斷尋搜候て、可被搦捕候事專一候、爲其染筆候也、

九月十八日 ○ (秀吉朱印)

吉川治部少輔とのへ (元長)

四六三 羽柴秀吉朱印狀 (折紙)

諸國ノ牛ニ役錢ヲノ、檢舉スルモ

同上

小早川家文書之一

四〇二

態申遣候、諸國牛ニ役錢を相懸候て、薄と云公家執之由候、秀吉聊も不知事候、定而可爲謀判候、言語道斷曲事候、其國在々所々まで、馳走仁可有之間、糺明候て、右役錢取候者有之者、公家までも、門跡までも、何者成共、悉擲候て、可被相越候、無由斷尋搜、可被擲捕候事專一候、爲其染筆候也。

九月十八日 ○ (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四六四 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

秀吉ノ關
戸着陣
隆景輝元
ノ路次設
備ノ馳走
ヲ褒ス

至關戸御着陣付、爲見廻、早々被差越使者候、御祝着候、今度路次中泊々、并茶屋已下、殊三原普請等、彼是被入念候儀、感恩食候、其方之儀者、定而疎略有間敷と被思召候、輝元若候之處、今度馳走段、感入候程者、難被仰候、其上、未無御對面候間、懇ニハ不被仰越候、其方迄如此候、相心得可被申

候、將亦、先手行之様子、委細先書被仰出候條、不具候也。

(天正十五年)
三月廿六日 ○ (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四六五 羽柴秀吉書狀 (折紙)

小早川秀
包ノ下國

書狀令披見候、仍藤四下國付、飛脚被越之旨、祝着候、此由可被申候、將亦、彼荷物已下、無異儀下候由、得其意候、思外路次逗留可行之由候、定可爲其分候、隨分被指急候而、下着尤候、尙以、藤四適下向候之間、心靜被甘候て、上洛可然候、尙兩三人可申候、謹言。

(天正十三年)
二月八日 秀吉 ○ (秀吉朱印)

安國寺

小早川家文書之一

四〇三

桂民部太輔殿

四六六 豊臣秀吉朱印狀

○以下二通、今切紙ナルモ、モト折紙ナリシナラン、

急度染筆候、今日六、至備前岡山着陣候、早々其面へ可打越候條、可成其意候也、

(天正十五年) 二月六日 ○ (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

秀吉ノ備前岡山着陣

四六七 羽柴秀吉書狀

就今度藤四下國儀、飛札之旨、委細令拜閱候、久爰元逗留候之條、定各可爲満足候、適下向候之間、心靜被相甘、上洛尤候、尙期後音之時候、謹言、

(天正十三年) 二月八日 秀吉 ○ (秀吉朱印)

秀吉ノ下國

小早川左衛門佐殿

四六八 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

熊染筆候、當面之儀、一昨日如被仰聞候、殘所も無之被仰付、則御先勢ハ、薩摩國堺さゝきの城責致、其近所ニ陣取候、當地御普請等出來候間、明後日廿三日、さゝきニ至て被進御馬候、高城之儀、定而可爲落居候、頓而可被遁入合候間、可被成其意候、猶追々可被仰聞候也、

(天正十五年) 卯月廿一日 ○ (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

吉川治部少輔とのへ

秀吉ノ先勢薩摩堺佐敷城ヲ責落スニ進ム 秀吉佐敷

四六九 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

秀吉隆景ノ日向進軍ノ狀ヲ

秀吉ノ豐前馬嶽ヨリ秋月表ニ移座

態染筆候、其面事、日向國へ早亂入之由、其分候哉、敵者何方ニたまり候哉、何之城を取巻候共、人數不損之様ニ可申付候、其面之様子、雖無差儀候、切々可致註進候、殿下昨日至馬嶽御着座候、明日秋月表へ被移御座候條、彼面急度被仰付、頓吉左右可被仰聞候也、

(天正十五年) 二月晦日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四七〇 羽柴秀吉朱印狀 (折紙)

去六日書狀今日於越前府中到來、令披見候、

一越中表儀、外山へ着馬、國中見及諸城物主相付、外山城令破却候、

一飛彈國姉小路事、如存知藏介令同意、企惡逆條、人數遣之、節所候へ共、

銀山分入、悉刎首、一國平均申付、兩國共太刀も刀も不入、屬存分、隙明

秀吉ノ越中外山城破却姉小路自綱佐々成政ニ與ス飛驒平定

候條、納馬候事、

一与州之儀、差急、諸城請取、小早川方へ相渡、隙明、同与州質物召連、早々

可罷歸候、待覺候也、

(天正十三年) 壬八月十四日 (秀吉朱印)

蜂須賀彦右衛門尉とのへ

黒田官兵衛とのへ

四七一 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

急度染筆候、

一去六日、耳川を相越、追崩、數多討捕、則高城へ追籠、取巻由、中納言註進候、定而早速可討果与察思召候、今度川之瀬、人々不知所をふと出、耳川の後の山へ取上由、中納言申越候、入精之段、神妙候事、

伊豫諸城ノ請取ト人質

隆景日向耳川ヲ越城ニ敵ヲ追籠

(羽柴秀長)

隆景輝元
宇喜多秀
家大友義
統高城ヲ
取卷ク

豐前岩石
城ノ責崩

秀吉ノ威
筑前筑後
肥後ノ諸
城ヲ風靡

秀吉ノ熊
本移座

隆景ノ筑
前香春嶽

一高城之儀、其方輝元(宇喜多秀家)備前少將、大友左兵衛督申談、取卷由、尤候、人數不損様、仕寄可申付候事、

一當表之儀、(豐前)(石)筑前岩酌城責崩、悉刎首候儀聞傳、筑前國大熊、秋月、間寺、霜万、山下、筑後國高良山、肥後國三池、小代、南關、山鹿、合志、高瀬津、熊本、宇土、其外城々、或聞北、或命之御侘言申、明渡候、然間、明日殿下至熊本、被移御座候、八代ニ敵有之由候間、取卷、悉可討果候、左候へ、肥後平均候間、大隅歟薩摩歟、何へ成共、可被成御發向候、頓而其面可入相候條、可成其意候也、

(天正十五年)
卯月十五日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四七二 羽柴秀吉朱印狀 (折紙)

今度至香春嵩要害、取詰之、付城等相拵、殊去廿日、水手取之、日夜無由斷

攻ノ戦功

及行之旨、誠粉骨之段、感悅不淺候、彌入勢(精)、城中楯籠候族、一人も不拔退候様、迄下々申付之、悉可打果事專一候、度々申遣候き、少敵雖會、侮之、卒尔之動不可有之候、來春早速可出馬之段も近々候、萬々得其意、丈夫之覺悟肝心候也、

(天正十四年)
十二月十二日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐

とのへ

〔小早川家文書 第十九号小早川家御座配〕

四七三 小早川家座配書立

永祿二年正月八日
竹原衆出仕座配書立

永祿貳年己未正月八日、竹原衆出仕御座敷書立之事

又西條黑瀬當參衆ハ、御對面所也、

以上

福阿

山田源二

岡崎四郎左衛門尉殿

用田右京亮殿

有田二郎左衛門尉殿

用田但馬守殿

手嶋又法士殿

柚木小二郎殿

山田新九郎殿

林藤十郎殿

有田大郎左衛門尉殿

林助三郎殿

南兵衛尉殿

三善兵衛尉殿

井

南

渡

裳懸与次殿

南彦九郎殿

糸井式部少輔殿

小梨殿

十

永祿四年二月五日
座配書立

〔編纂者〕永祿四年二月五日

〔弘平〕
棕梨殿

〔宣平〕
梨子羽殿

小泉殿

南殿

桂右衛門大夫

裳懸河内守

小早川家文書之一

國貞式部丞
 儀兼左近大夫
 長井右衛門
 南三郎
 實吉上総介
 眞田大和守
 岡と三左衛門
 門田又五郎
 横見彌五郎
 有田加賀守
 八幡六郎右衛門
 田坂小四郎
 眞田と三左衛門

永祿十一年
 立座配書

土屋對馬守
 土屋三郎
 野上藏人

一 棕梨殿
 一 乃美兵部殿
 一 桂右衛門大夫殿
 一 國貞式部殿
 一 小泉宮内殿
 一 日名内但馬入道殿
 一 眞田大和守殿
 一 岡和泉守殿

上

一 梨子羽殿
 一 棕梨殿息
 一 近弘宮内殿
 一 儀兼左近大夫殿
 一 長井右衛門尉殿
 一 南木工助殿
 一 裳懸新衛門尉殿
 一 井上又右衛門尉殿

一 横見^と兵衛殿
 一 眞田^と左衛門殿
 一 土屋^{計丞}殿
 一 土屋^{三郎}殿
 一 野上^{藏人}殿

(押紙)
 永祿拾壹
 辰戌

一 有田右京助殿
 一 田坂三郎左衛門尉殿
 一 土屋助五郎殿
 一 沼間田新六郎殿
 末近左衛門尉殿

座配書立

上

棕梨^{治部少輔}殿
 小泉^{五郎}殿
 桂右衛門大夫
 國貞^{式部丞}
 實吉^{上総介}
 南三郎

梨子羽^(宣平)又二郎殿
 南彦太郎殿
 近弘宮内丞
 儀兼左近大夫
 河井飛彈^(騨)入道
 眞田大和守

座配書立

岡与三左衛門
 有田加賀守
 田坂小四郎
 土屋助五郎
 野上^{藏人}

門田又五郎
 横見彌五郎
 眞田与三左衛門
 土屋三郎

棕梨
 乃美
 小泉
 小井
 末長
 裳懸

梨子羽
 渡邊
 末長^{常陸介}又十郎
 小梨子
 天野木工允
 桂右衛門大夫

南

國貞式部少輔

礪兼左近大夫

南三郎

眞田大和守

左眞田大和守

有田加賀守

田坂三郎左衛門尉

手嶋孫十郎

南兵衛尉

内海刑部丞

兵三

近弘宮内丞

草井式部少輔

長井右衛門丞

日名内慶念

岡三左衛門尉

横見彌五郎

井上又右衛門尉

三吉善兵衛

手嶋孫十郎

栗屋小二郎

中屋与三

宗清

泉涌崎

上

椋梨殿

草井殿

末長三郎右衛門尉

裳懸新四郎

國貞備前守

礪兼左近大夫

河井六郎

裳懸刑部丞

岡和泉守

門田木工允

南左兵衛尉

林甲斐守

梨子羽殿

小梨殿

南右衛門大夫

桂右衛門大夫

草井式部少輔

南木工助

日名内刑部丞

眞田大和守

井上又右衛門尉

有田右京亮

田坂三郎左衛門尉

土屋助五郎

平塚田留松

丁插

榎車車田甲

望月左衛門尉

岡崎孫九郎

柚木々工助

座配書立
(折紙)

林次郎左衛門尉

中屋与三兵衛尉

野上木工允

末近四郎次郎

沼間田民部丞

望月二郎左衛門尉

岡崎孫九郎

山田木工允

柚木々工助

四七四 小早川興景手衆合戦注文

注文興景手衆

太刀討 裳懸小三郎

太刀討 乃美新六 同被官万歳源七二ノうて左
同中間善二郎 太刀疵

太刀討 手嶋大藏丞 左の脇 鍵疵 十町計取退死去
今井助六

太刀討 矢原木工允

太刀討 有田平七 左のひさくち 鍵疵
田坂小三郎

頸一 有田源四郎討捕之 左のうて 太刀疵

頸一 南彦七討捕之

頸一 中間藤二郎討捕之

鐘 中間彌五左衛門 左の肩鍵疵
 鐘 河内彦七被官勝屋彦四郎
 矢疵 二ヶ所 一坪助三郎 弓手のわき左のすま
 矢疵 二ヶ所 南上野入道中間三郎二郎 左のすま
 矢疵 佐波孫太郎 左のすま
 鐘 乃美備前守小者菊若
 矢疵 中間彌太郎 弓手
 矢疵 南兵部少輔中間左近三郎 左のびき
 以上

九月廿六日

四七五 小早川家座配書立

天正四年
座配書立
竹印

丙子 天正六

七

標梨殿
 竹印
 小泉殿
 小梨殿
 裳懸殿
 神西殿
 近弘彌四郎
 國貞次郎四郎
 長井右衛門尉
 南木工助
 飯三三位
 眞田与三右衛門尉
 井上又右衛門尉

梨子羽殿

友閑

草井殿

末長殿

佐世殿

桂右衛門大夫

草井式部少輔

礒兼左近大夫

南源右衛門尉

包久彌七郎

河井六郎

岡和泉守

門田木工允

横見与二兵衛尉
 栗屋雅樂允
 手嶋東市助
 兒玉彦右衛門尉
 田坂三郎左衛門尉
 林甲斐守
 土屋備前守
 有田三郎
 土屋四郎右衛門尉
 望月彦二郎
 林次郎左衛門尉
 末近左衛門尉
 山田木工允
 裳懸次郎四郎
 吉近孫七郎
 有田右京亮
 南左兵衛尉
 眞田与三左衛門尉
 用田平次郎左馬助
 土屋十郎左衛門尉
 用田右京亮
 沼間田民部丞
 有田大郎左衛門尉(大)
 野上長門守
 岡崎孫九郎
 山田市助

天正五年
座配書立
折紙

柚木工助

(座配書)
天正五年之御座配

上

椋梨殿
 大宮
 小梨殿
 佐世新介殿
 南殿梨二殿
 桂右衛門大夫
 磯兼左近大夫
 長井右衛門尉
 河井大炊助

小早川家文書之一

小泉殿
 友閑
 末長殿
 竹印
 裳懸殿
 近弘彌四郎乃美四郎五郎殿
 國貞次郎四郎
 南木工助
 包久彌七郎

四三三

眞田与三右衛門尉
井上又右衛門尉
門木工允
吉近孫七郎
有田右京亮
田坂三郎左衛門尉
眞田余三左衛門尉
用田左馬助
有田三郎
土屋十郎左衛門尉
沼間民部丞
有田大郎左衛門尉
野上長門守

岡和泉守
飯田三位
裳懸采女允
粟屋雅樂允
手嶋東市助
兒玉平左衛門尉
南左兵衛尉
林甲斐守
土屋備前守
用田右京丞
土屋四郎右衛門尉
望月彦十郎
林次郎左衛門尉

天正六年
座配書立
(折紙)

中屋与三兵衛尉
山田市助
柚木工助

山田木工允
山田新右衛門尉
岩崎大郎左衛門尉

天正六年御座配

(紙綴目)

椋梨殿
末長殿
桂孫七郎
草井式少輔
長井右衛門尉
南木工助

小泉殿
佐世殿
磯兼左近大夫
國貞次郎四郎
南源右衛門尉
包久彌七郎

河井大炊助
 岡和泉守
 門田又五郎
 裳懸來女九
 粟屋雅樂九
 有田右京亮
 南彦八
 眞田与三左衛門尉
 用田左馬助
 土屋十郎左衛門尉
 土屋四郎右衛門尉
 望月彦次郎
 野上長門守

眞田与三右衛門尉
 井上又右衛門尉
 横見与三兵衛尉
 吉近孫七郎
 手嶋市助
 兒玉平左衛門尉
 田坂三郎左衛門尉
 林甲斐守
 土屋備前守
 有田三郎
 沼間田民部丞
 有田大郎左衛門尉
 林二郎左衛門尉

吉近左衛門尉
 山田木工九
 山田新右衛門尉
 泉涌崎大郎左衛門尉

椋梨殿
 草井殿
 南殿
 椋梨少輔四郎
 近弘宮内丞
 眞藤右衛門尉

上

岡崎孫九郎
 山田市助
 柚木々工助

小泉殿
 小梨殿
 裳懸殿
 桂孫七郎
 礮兼左近大夫
 長井右衛門尉
 桂孫

椋少四
 儀左
 長右
 南彦九
 南三
 岡和
 裳采
 吉孫
 有右
 三田
 土屋備前
 土屋十郎左
 野上

國貞
 包弘
 河井
 眞与
 門又
 横見与三兵衛
 粟雅
 兒平
 眞田与三
 左衛門
 南彦八
 土屋四郎右衛門
 末近
 岡崎孫

座配書立
(折紙)

中屋与三
 山田市
 椋殿
 小泉殿
 小梨殿
 南殿
 桂右衛門大夫
 國次郎四郎
 儀兼右近大夫
 南源右衛門尉
 河井六郎

小早川家文書之一

柚木
 梨子羽殿
 草井殿
 末長殿
 裳懸殿
 近弘宮内丞
 草井式部少輔
 長井右衛門尉
 南木工助
 日名内刑部丞

四二九

眞田大和守
井上又右衛門尉
裳懸二郎四郎
粟屋雅樂九
有田右京亮
田坂三郎左衛門尉
林甲斐守
土屋備前守
用田右京亮
望月左衛門尉
末近左衛門尉
岡崎孫九郎
山田市助

岡和泉守
門田木工允
横見与三兵衛尉
手嶋市助
南兵衛尉
用田平二郎
眞田与三左衛門尉
土屋四郎右衛門尉
沼間田民部丞
野上長門守
山田木工允
柚木々工助

棕梨殿
小泉殿
小梨殿
南殿
桂右衛門大夫
國貞備前守
礮左近大夫
南源右衛門尉
河井六郎
眞田太_全和守
井上又右衛門尉

梨子羽殿
草井殿
末長殿
裳懸殿
近弘宮内丞
草井式部少輔
長井右衛門尉
南木工助
日名内刑部丞
岡和泉守
門田木工允

裳懸次郎四郎
有田加賀守
粟屋雅樂九
田坂三郎左衛門尉
林甲斐守
土屋備前守
土屋十郎左衛門尉
用田京亮
望月左衛門尉
有田大郎左衛門尉
末近左衛門尉
岡崎孫九郎
山田市助

横見与三兵衛尉
手嶋市助
南左兵衛尉
用田平次郎
眞田与三左衛門尉
用田但馬守
土屋四郎右衛門尉
有田三郎
沼間田民部丞
野上長門守
林藤十郎
山田木工允
柚木々工助

椋梨殿
草井殿
南殿
桂孫七郎
儀兼左近大夫
長井右衛門尉
河井大炊助
眞田与三右衛門尉
門又五郎
吉近孫七郎
粟屋雅樂九
兒玉平左衛門尉

小泉殿
小梨殿

裳懸殿
近弘彌四郎
國貞藤右衛門尉
包久彌七郎
南三郎
岡和泉守
横見与三兵衛尉
裳懸采女允
有田右京亮
田坂三郎左衛門尉

真田三左衛門尉

南人

沼田民部丞

望月次郎

末近左衛門尉

中屋三兵衛尉

袖木工助

(押紙)

天正七年之御座配

土屋備前守

土屋十郎左衛門尉

土屋四郎右衛門尉

野上長門守

岡崎孫九郎

山田市助

天正十年正月二日御座配
座配書立
并紙

(端裏書)
天正十年正月二日御座配

棕梨殿

小泉殿

友閑

竹印

草井殿

末長殿

佐世殿

棕梨少輔四郎

乃美右近助

桂宮内少輔

儀兼左近大夫

神西治部丞

國貞藤右衛門尉

長井大郎五郎

包久内藏丞

河井大炊助

南縫殿允

日名内刑部丞

眞田と三右衛門尉

井上又右衛門尉

岡と三左衛門尉

兒玉と四郎

飯田讚岐守

横見と三兵衛尉

吉近孫七郎

裳懸六郎

手嶋市助

粟屋四郎兵衛尉

有田右京亮

田坂三郎左門尉(衛尉)

林左京亮

土屋備前守

南佐渡守

眞田出雲守

沼間田民部丞

中屋と三兵衛尉

野上木工允

望月二郎左衛門尉

山田市助

山田木工允

山田新右衛門尉

柚木々工助

天正十一年正月二日
立座配書

小田殿

小泉殿

小梨殿

末長殿

能良殿

竹印

南殿

佐世殿

近弘宮内少輔

國貞藤右衛門尉

乃美右近助

神西治部丞

南源右衛門尉

包久内藏丞

長井太郎五郎

河井太炊助(天)

南縫殿允

日名内形部丞(刑)

眞田与三右衛門尉

岡与三左衛門尉

井上彌四郎

兒玉与四郎

門田又五郎

横見与三兵衛尉

吉近孫七郎

裳懸六郎

伊野右近入道

飯田讚岐守

手嶋東市助

栗屋四郎兵衛尉

有田右京亮

田坂三郎左衛門尉

南佐渡守

裳懸采女允

休言
橋本

林左京亮

眞田出雲守

用田左馬助

土屋備前守

土屋十郎左衛門尉

有田三郎

用田右京亮

有田大郎左衛門尉

〔天正十一年正月二日御座也〕
(眞書)

天正十二年正月二日
立座配書

棕梨殿

小泉殿

竹印

小梨殿

裳懸殿

佐世殿

棕梨少輔四郎

桂宮内少輔

礒兼左近大夫

神西殿

南彦九郎

長井市允

南縫殿允

日名内刑部丞

眞田又二郎

井上又右衛門尉

岡と三左衛門尉

兒玉と四郎

飯田讚岐守

門田又五郎

吉近主殿允

裳懸六郎

井野右近助

手嶋市助

栗屋四郎兵衛尉

鵜飼新右衛門尉

有田右京亮

田坂三郎左衛門尉

南佐渡守

林左京亮

土屋備前守

横見和泉守

休言

土屋四郎右衛門尉

有田市允

中屋と三兵衛尉

野上木工允

岡崎孫九郎

山田市助

山田木工允

山田新右衛門尉

柚木々工助

天正十二年正月二日
座敷次第

天正十三年
座敷書
立(折紙)

棕梨殿

友閑

上

小泉殿

竹印

小梨殿

能良殿

有地殿

柄殿

東村殿

桂宮内少輔

國貞藤右衛門尉

儀兼左近大夫

南彦九郎

河井大炊助

日名内形部丞

井上又右衛門尉

井上孫兵衛尉

末長殿

裳懸殿

檜崎殿

佐世殿

棕梨少輔四郎

乃美右近助

草井五郎

神西治部丞

長井市允

南縫殿允

眞田与三右衛門尉

岡与三左衛門尉

兒玉与四郎

飯田護岐守
 吉近王殿允
 手嶋東市助
 田坂善兵衛尉
 横見和泉守
 林言
 林二郎左衛門尉
 有田市允
 岡崎右衛門尉
 山田市助

門田又五郎
 裳懸六郎
 鵜飼新右衛門尉
 南佐渡守
 用田左馬助
 用田右京亮
 中屋与三兵衛尉
 野上木工允
 山田木工允
 山田新右門衛尉

天正十三之御座配

(押紙)

天正十四
 年座配書
 立(新紙)

天正十四 御座配

棕梨殿
 乃美殿
 小泉殿
 小梨殿
 末長殿
 利神殿
 佐世殿
 東村殿
 高須殿
 能良殿
 南殿
 桂宮内少輔
 儀兼左近大夫

國貞次郎四郎

長井市允

飯田讚岐守

河井大炊助

南縫殿允

包久内藏丞

眞田と三右衛門尉

井上又右衛門尉

岡と三左衛門尉

兒玉与四郎

門田木工允

吉近主殿允

裳懸六郎

粟屋雅樂允

手嶋市介

鵜飼新右衛門尉

裳懸采女佑

南佐渡守

横見和泉守

井野休言

中屋与三兵衛尉

野上木工允

岡崎右衛門尉

山田木工允

山田市助

〔小早川家文書〕

義興公其他
ヨリ御書翰

四七六

大内義興書狀(切紙)

(折封ウハ書)(弘平)

小早川安藝守殿

義興

(興房)

備後面ノ
調議

備後面之儀、此時各被相談、一途御調議肝要候、委細陶尾張守可申候、恐々
謹言、

五月廿三日

義興



小早川安藝守殿

四七七

義正書狀(切紙)

(端裏切封ウハ書)

小早川殿

藁口表ノ
一城

芳札并太刀一腰送給候、祝着之至候、仍藁口表一城之事、以御入魂相調候

小早川德
壽

五月六日

義正



小早川德壽殿

四七八

大内義隆書狀(切紙)

(端裏切封)

毛利家中
静謐ニ歸
ス

毛利家中欲及錯亂之處、即時靜謐候之條、可然候、若猶不慮之儀出來之時
者、無二被仰談候者、肝要候、委細弘中々務丞可申候、恐々謹言、

四月廿二日

義隆



小早河四郎殿

(興景)

小早河四郎殿

義隆

年頭ノ祝儀

四七九 陶興房書狀

誠今春之御嘉祥、雖申事舊候、猶更不可有休期候、珍重々幸甚々々、殊御太刀一腰、青銅二百疋、畏入候、仍同一振令進之候、併表御祝儀計候、御吉事重々可申述候之間、不能祥候、恐々謹言、

三月十八日

興房(花押)

小早河又鶴殿

御返報

四八〇 杉興重奉書

小早川弘義平ノ年始ノ祝儀

爲年始御禮、小早河安藝守方御太刀一腰、(弘平)介殿へ進上之通、令披露候、仍同一振被進之候、被得其心、能々可被申之由候、恐々謹言、

正月十八日

興重(花押)

陶尾張守殿

〔小早川家文書

隆景卿ヨリ元就公へ之御書翰〕

四八一 小早川隆景自筆書狀

椋梨弘平ノ進退

(椋梨弘平)治部少輔進退之儀、蒙仰候、眞實御懇意之筋目、不相易可被仰付之由候條、於我等不可存疎意候、此段可被仰与候、委細治部少輔可被申候、恐々謹言、

五月十七日

隆景(花押)

元就
隆元
御返報

〔小早川家文書〕

秀次公ヨリ隆景卿へノ御書翰

四八二 羽柴秀次書狀 (折紙)

就其表之儀、預御折紙、畏悅之至候、仍長宗我部内金子相蹈候城、御取卷候之處、爲後詰敵催人數差向雖申候、於御手前被初一戰、悉被討果由、寔御粉骨段、不申入足候、併被碎御手故、御名譽と存儀共候、即以右響、敵方兩城令落去事、彌御手柄不及是非候、如芳墨其地於御隙明者、程近可申談候、次當表之事、(阿波)木津牛岐を始落城ニ付而、拙子事、去十五日、當脇城へ押詰、山下追破、從翌日仕寄等丈夫ニ申付躰候、是又一着不可懸數日儀候間、様子御氣遣有間敷候、猶追々可申述候條、不能細筆候、恐々謹言、

隆景等金子元宅ノ城高尾ヲ攻落ス

木津牛岐ノ落城

秀次脇城ヲ攻ム

羽柴孫七郎

(天正十三年)七月廿一日

秀次

○以下秀次ノ花押皆之ニ同シ

小早川左衛門佐殿 御報

輝元ノ使札

四八三 羽柴秀次書狀 (折紙)

爲御見廻御使者、殊太刀一腰、馬代銀子拾五兩被懸御意候、寔御懇情儀、畏悅至極候、當面之事、彌屬勝手候間、様子可御心易候、次從右馬頭殿預御使札候、依思召御芳慮段、別而令満足候、委曲御使者に申渡候間、閣筆候、恐々謹言、

羽柴孫七郎

(天正十三年)八月廿六日

秀次(花押)

小早川左衛門佐殿 御宿所

四八四 豐臣秀次直書 (折紙)

爲改年祝儀、太刀一腰、銀子五拾枚到來、寔懇情之事、被悅思召候、猶上洛之節可申候也、

年頭ノ祝儀

正月六日 (秀次) (花押)

羽柴筑前侍從殿

四八五 羽柴秀長書狀 (折紙)

以上、

自是社可申入候處ニ、杳々御使札拜見、本望候、仍其表悉如御存分、以一戰
 被仰付之由、御粉骨無比類令存候、最切々以書狀雖可令申候、蜂須賀、黑田
(正勝) (孝高)
 細々可得御意之旨申付候條、每事令無音候、次ニ此表之儀、木津落去後、牛
 岐城乘取候、一宮之儀、以仕寄堀際迄押寄、只今城中堀入躰候、脇城(秀次)
 七郎申付、是又取卷、仕寄以下丈夫ニ仕、早水手相留候條、一途不可有程候
(元親)
 長宗我部事、爲後卷於罷出者、所希候條、及防戰、悉可討果雖念願候、于今
(會)
 不罷出、遺恨此事候、委細當城之儀、御使者被及見候間、不能多筆候、恐々
 謹言、

隆景ノ伊豫表ノ功

一宮城ノ仕寄

秀長元親自カラ出陣セザルヲ遺恨トス

羽柴美濃守

(天正十三年) 七月十九日 秀長(花押)

小早川左衛門佐殿 御返報

〔小早川家文書〕

秀吉公ヨリ隆景卿へ御書翰

四八六

豊臣秀吉直書(折紙)

此朱印、早々陸奥守所へ可被相届候也、

去月十八日之書狀、披見候、肥後表之儀、陸奥守國衆又ハ百姓已下へあゝ

り様悪候哉、少々一揆等令蜂起、猥成之由、被申越候、不相搆註進等、肥後

境目之者共、人數を催、陸奥守所へ加勢可然候、隆景者、筑後内くるめ城迄

可然候、先を被聞届、可被隨其候、左様候者、黒田勘解由、森壹岐守兩人も

留守を丈夫ニ置之、隆景次第ニ可相動之由、申遣候、定而雖不可有由斷候、

爲心得候間、早速被出、人數可然候、龍造寺かゝへも申遣候也、

(天正十五年) (秀吉) 九月七日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

佐々成政ノ惡政一揆ヲ起ス
肥後境衆ノ成政加勢ノ隆景ヲ久留米ニ出動セシム

先鋒軍ノ南關着陣

成政國侍ニ朱印ヲ知サズテ、隆景等ヲシテ、分テ聞届ケシム

四八七

豊臣秀吉直書(折紙)

去五日書狀并安國寺住進之旨、加披見候、然者、其方久留米へ相移、先勢至

南關着陣候之處、城中入相之由、尤候、先書如被仰遣候、陸奥守背 御朱印

旨、國侍ニ知行不相渡候哉、如此仕合、無是非次第候、就其、條々安國寺りゝ

へ被仰遣候間、得其意、彼國侍共申分聞届、隨其、可被及行候、毛利右馬頭も

其方一左右次第、立花迄出馬可然候、黒田勘解由、森壹岐守も其、面罷越、可

遂相談之由、被仰遣候、猶追々住進待覺候也、

(天正十五年) (秀吉) 九月十九日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

四八八

豊臣秀吉直書(折紙)

去六日書狀、昨日廿六日、於大坂加披見候、

小早川家文書之一

和仁邊春
滅氏ノ誅

宇土ニ於
ケル忠節
ノ秀吉有
動ヲ申付
ク肥後糺
明ノ命ヲ
下ス

阿蘇ノ糺
明

肥前西表
ノ糺明
龍造寺政
家ト相談
セシム

小早川家文書之一

四六〇

一和仁、邊春事、一人も不遁可刎首旨、被仰出候處、即時討果、彼等一類四人首差上候、誠粉骨段、感悅不淺候、殊其方精入付而一着儀、爲向後尤之儀候事、

一於宇土忠節之族、申越候通、被聞召候、追而可被加御意候事、

一有動事者、今度一揆張本人儀候間、悉可被加誅罰候條、一人も不漏候様

可申付候、然者、肥後國人科之輕重、其外知行方、爲御糺明、人數二万余、

正月廿日可罷立旨、早取前被仰出候、今以同事候、相越上使次第、遂相

談、有動可刎首候、但百姓とて、有動一類首をきり出候ニ付てハ、百姓

之儀者可被助置候歟、猶御上使ニ可被仰含候事、

一阿蘇事、神主若輩候間、下々猥可有之与被思食候、是又上使相談、遂糺明、

一揆張本人成敗候者、をのつら不可有異儀候事、

一肥前西目者共事、申越候通、具被聞召候、被遂御糺明、可被仰付候間、成

其意、龍造寺申談、彌不可有緩候、是も今度被遣候もの与被申談、遂糺

明、それノ可被申付事、肝要候事、

一龍造寺同鍋嶋精入由、神妙被思召候、則被遣御朱印候、立花、筑紫、高橋

りへも被成御朱印候事、

一猶以、逆意之族尋搜、悉可有成敗候、國郡荒候ても不苦候之間、逆徒之儀

者不及申、今度精をも不入、出陣をも不仕、世間之躰見合候族共、悉爲可

被加御成敗、御人數被遣候間、被得其意、上使遂相談、可被申付候、寒天

之刻、辛勞痛入候、併先手ニも被居候へハ、難遁儀候之間、彌可被入精事

專一候也、

(天正十五年) 十一月廿七日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

龍造寺鍋
島立花筑
紫高橋氏
印
狀へノ朱
印

秀吉逆徒
糺明ノ徹
底ヲ期ス
上使ト相
談セシム

四八九 豐臣秀吉直書(折紙)

九州儀、小西攝津守罷上、言上之通、具聞召候、其表有居陣、入精被申付

小早川家文書之一

四六一

和仁邊春
氏取卷
塀雲鷹

戰況ニヨ
リ隆景モ
肥後へ出
陣スベシ

殘城ノ討
伐
國々置目

之由、尤候、然者、肥後表之一揆、和仁、邊春取卷由、寒天之刻、痛入雖被思
召候、併其方外聞候之間、以仕寄責崩候歟、又者重々塀雲鷹以下丈夫相
付、干殺ニ成共、何之道ニモ、自今以後見こり之(懲)め候間、一人後不遁様
可被申付候、

一右之取卷之人數迄までり不行候者、久留米ニハ留主居丈夫殘置、其
方事肥後表へ被相越、和仁、邊春儀、是非干殺ニ可被申付候、

一殘城を相拘、一揆於楯籠者、自是御人數被遣、可被仰付候事、

一國々置目等、猥候由、被聞召候間、不斗乍御遊山被成御座、彌御改候て、
可被仰付候、來春先爲先勢、三三万御人數被遣、殘黨一々可被刎首候、猶
追々可有言上候也、

(天正十五年)
十一月十日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

隆景久留
米ニ向フ
陣ヲ勞フ
成政朱印
面ヲ知行
ヲ渡サズ
俄ニ檢地
ヲ行フ
一揆起ル
森吉成黑
田孝高ノ
出動

四九〇 豊臣秀吉直書(折紙)

去八日書狀并安國寺帑面之通、今月廿一日、於京都加披見候、然者、其方久
留米へ相越、先之様子被聞合之由、尤候、誠去年以來長々在陣、其許可有付
内、無幾程出陣之儀、辛勞之段、痛入候、先書如仰遣候、陸奥守肥後國侍ニ朱
印之面知行等依不相渡候歟、俄檢地申付、百姓以下及迷惑候歟、企一揆之
段、陸奥守所行、沙汰之限候、就其、行等之儀、(小早川秀包)藤四郎、安國寺りへ申遣、不
可有由斷候、森壹岐守、黑田勘解由罷立之由候間、是又遂相談可然候、龍造
寺、立花、筑紫、鍋嶋りへも被成御朱印候、猶得其意可申聞候也、

(天正十五年)
九月廿一日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

四九一 豊臣秀吉直書(折紙)

有勳兼元
隈部親安
ノ降參

秀吉許容
ナク成敗
ヲ命ズ

阿蘇ノ糺
明

大友氏ノ
論言
秀吉討伐
ノ先勢ナ
下ス

秀吉九州
平定セバ

十二月十七日書狀、昨日四日、至大坂到來、加披見候、

一有勳大隅守、隈部(親安)式部(兼元)太輔事、子共召連走入、城可相渡之由、申付而、安

國寺ニ人數相添差遣之由候、彼兩人事者、一揆張本人候間、非可被助置

儀候、城を請取候て、御成敗候へハ、拔候様ニ可存候間、被成御赦免間敷

上意之由、申候て、城を返、其城へ妻子一類共ニ追入、かへり鹿垣を結

一人も不洩様ニ可取卷候、逆徒等爲可被加御退治、從舊冬被成御陣觸

貳万余此廿日ニ罷立候、

一阿蘇之儀も、一揆張本人共可有之候間、有御糺明、可被加御成敗与思召

候處、大友(義統)指出佗言可申由、沙汰之限候、舊冬ハ無余日付而、寒天之刻痛

入、御人數被差遣候つる、早爲御先勢、蜂須賀阿波守、生駒雅樂頭、淺野

彈正少弼、福嶋左衛門大夫、戸田民部少輔、加藤主計、小西攝津守、其外貳

万余被差遣候間、於逆徒族者、一人も被成御助間敷候條、可被得其意候、

一九州を堅被仰付候へハ、唐國迄思召儘ニ可被仰付との事候條、大坂之

唐國ヲモ
服セシメ
ントス

肥後ニ檢
使ヲ下ス

つ々の内同前ニ被成御心得候間、各も成其意可然候、寔去々年以來辛
勞共痛入候也、

(天正十六年) (秀吉)
正月五日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

四九二 豊臣秀吉直書(折紙)

去月三日書狀、披見候、九州様子爲言上、安國寺雖差上之、至肥後檢使被差
下付而、從中途重而罷下之由候、就其、榎首座申含到來候、委細被聞召候、
於様躰者、檢使共ニ被仰付候條、被得其意、可遂相談候、猶榎首座可申候
也、

(天正十六年) (秀吉)
二月六日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

(廣家)

吉川藏人佐とのへ

四九三 豊臣秀吉直書(折紙)

肥後表在陣、別而被入精之通、黑田勘解由、森壹岐守罷上、言上候、誠長々打續苦勞故、早速屬平均段、感恩食候、彼表置目等并筑後筑前儀、是又被聞召届候、委細右兩人被仰含候條、相談、可被申付候也、

隆景ノ肥後表長陣スノ功ヲ褒

(天正十六年)
二月十六日(秀吉)花押

小早川左衛門佐とのへ

四九四 豊臣秀吉直書(折紙)

此御朱印見分、陸奥守其外へ早々可被相届候、

去月廿三日書狀、今日八日、於大坂披見候、肥後表之儀付而、安國寺境目迄遣、一定之儀被申越候、満足思召候、

秀包ヲ筑後肥前衆ノ將トシ、肥後ニ遣ス、隆景ヲ久留米ニ次セシム

二番備

三番備

一由斷在之間敷候へ共、彌被入精、筑後衆、肥前衆兩國之者、肥後へ(政家)龍造寺申談、藤四郎爲大將、安國寺相副遣、隆景者くるめ之城ニ在之而、尤候、兩國之者共人數計にて行於難成者、黑田勘解由、森壹岐守兩人をも其地へ召寄、其方手人數被相副、二番可相立儀、可然候事、

一其人數までも事不行候者、毛利右馬頭立花城迄被出馬、くるめ城前筑紫居候つる城、兩城ニ慥成留主を被差籠、於其上、隆景三番目ニ彼一左

(輝元)

右次第ニくるめ可被相立候事、

一何之國ニ何事出來候共、守此旨、丈夫可申付候也、

(天正十五年)
九月八日(秀吉)花押

小早川左衛門佐とのへ

四九五 豊臣秀吉直書(折紙)

猶以鉄之事於其所々只今之代を相究、八木可被遣之條其通可申付候也、大佛殿材木註文遣之條、有次第差急可被運上候、并從分國出候鉄相留、大佛之用所ニ可差上候、委細安國寺可申候也、

(天正十六年ウ) (秀吉)
五月廿五日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

四九六 豊臣秀吉直書(折紙)

侍、中間、小者、百姓等ニ至迄、如御法度其主ニ不乞暇輩、不可相拘、若不存於抱置之者、慥其主人に相届、可召返、其時違亂仕候者、相拘者共ニ可爲曲事也、

(天正十六年) (秀吉)
五月廿五日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

吉川 藏 人とのへ

四九七 豊臣秀吉直書(折紙)

去月十三日、對黒田勘解由、森壹岐書中、披見候、吉川縁邊儀、被得其意之由、尤候、委細兩人可相談候、其許長々苦勞、諸事被入精通、感思召候、猶追而可被仰遣候也、

(大正十五年) (秀吉)
五月十九日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

四九八 豊臣秀吉直書(折紙)

去十二月廿一日之書狀、於京都到來、披見候、

大佛殿造
營ノ用材ト
シテ木上
鐵シム

侍中間小
者百姓等
召抱ノ法
度

吉川縁邊
ノ經言

肥後表平定

有動氏征伐

阿蘇ノ糺明

豊前ノ惡徒誅罰

一肥後之様子、安國寺一書之通、被聞召候、屬平均、諸城へ人數丈夫ニ指籠之由、尤候、誠寒天之刻、長々在陣、別而痛入候、

一有動事、先書ニ委細被仰遣通候間、可成其意候、則爲御上使、四國衆、淺野彈正少弼、加藤主計正、小西攝津守、其外貳万余、明日廿日ニ被差遣候、於様子ハ被仰含候間、遂相談、可被申付候事、

一阿蘇之儀も、一揆棟梁人可在之候間、有御糺明、可被加御誅罰と思召候處、以大友御侘言可申之由、沙汰之限候、是又様躰御上使ニ被仰付候事、一豊前之惡徒等、悉令誅罰、首到來候、定而其方へも可相聞候、

一九州儀者、度々如被仰遣候、何方迄も於惡逆之輩者、不殘此度可被加御成敗と思召候條、彌無緩可被申付候事專一候也、

(天正十六年) 正月十九日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

船舶ヲ上

降景秀吉ニ蘇鐵ヲ上ル

輝元等ト軍議セシト

四九九

豊臣秀吉直書(折紙)

猶以、時分柄舟等可爲造作候處、早々被差上、感入候、

蘇鉄之儀被仰遣候處、則百本到來、入精之段、別而被悅思召候、猶石田治部少輔可申候也、

(秀吉) 二月四日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

五〇〇

豊臣秀吉直書(折紙)

去朔日書狀、今日廿一日、於大坂令披見候、安國寺一書同前候、申越候、面々りへ、遣朱印候、輝元可爲着陣候條、被見計、一揆等可有成敗候、若於難成者、依一左右、可被遣御人數候、時分柄辛勞之至候、猶追々註進待覺候

也

(天正十五年)
十月廿一日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

〔小早川家文書

朝鮮御渡
海人數附〕

五〇一 豊臣秀吉朱印狀

高麗へ罷渡御人數事

高麗渡海
ノ人數

一番

一五千人

羽柴對馬侍徒
(宗義智) (從)

一七千人

小西攝津守
(行長)

一三千人

松浦刑部卿法印
(鎮信)

一貳千人

有馬修理大夫
(晴信)

一千人

大村新八郎
(喜前)

一七百人

五嶋大和守
(純玄)

合壹万八千七百人

二番

二番

小早川家文書之一

三番

一 壹万人

加藤主計頭(清正)

一 壹万貳千人

鍋嶋加賀守(直茂)

一 八百人

相良宮内大輔(長每)

合貳万二千八百人

三番

一 五千人

黑田甲斐守(長政)

一 六千人

羽柴豊後侍從(大友義統)

合壹万千人

四番

一 貳千人

毛利壹岐守(吉成)

一 壹万人

羽柴薩摩侍從(島津義弘)

一 貳千人

高橋九郎(元種)
秋月三郎(隆景)

伊藤民部大輔(重直)
嶋津又七郎(良久)

五番

五番

合壹万四千人

一 四千八百人

福嶋左衛門大夫(正則)

一 三千九百人

戸田民部少輔(勝隆)

一 三千人

羽柴土左侍從(長曾我部元親)

一 七千貳百人

蜂須賀阿波守(家政)

一 五千五百人

生駒雅樂頭(親政)

一 七百人

來嶋兄弟(通之通總)

合貳万五千人

六番

一 壹万人

羽柴筑前侍從(小早川隆景)

一千五百人

羽柴久留目侍從

一貳千五百人

羽柴柳河侍從

一八百人

高橋主膳

一九百人

筑紫上野介

合壹万五千七百人

七番

七番

一三万人

安藝宰相

八番

八番

一壹万人

對馬在陣

備前宰相

九番

九番

一八千人

壹岐ニ在陣

岐阜宰相

一三千五百人

同

丹後少將

合壹万千五百人

總人數

都合拾五万八千七百人

一人數書付次第のこく、早々可相越候、但於無順風者、相待、一日ひよりくを見届、嶋つゝひニ可渡海、自然日和あゝきこゝ候て、馬を一疋人を一人取おと候へ、可爲曲事、日和よく候ニ、令由斷、不相越候者、可爲越度事、

一馬者高麗へ罷越候ても、普請之間者不入事候間、惣人數あゝきり候て以後ニ可越申事、

一右書付人數外ハ、悉(名護屋)あゝこやニ在陣可仕候、一人も渡海候者、可爲曲言事、一今度御陣、船肝要候之間、船數用意候程、其一分之手柄候條、諸勢船付立、船奉行共とて、令割符、請取之、渡海衆次第くり可越申候、高麗之地へ相越候へ、手前船共、其ぬゝとて、奉行を一人つゝ相付、對馬へ指もとゝ、跡々の人數可相越事、一高麗出仕之儀、御請申ニ付て、右書付のこく、次第くりニ可令渡海候、

日和ナ見届ク島傳ス

馬ハ總人數渡海送ス

右書付人數ノ外ハ在陣スベシ

朝鮮承伏第ニ渡ス

承伏セズ
度ニ着岸
スベシ

小早川家文書之一

四七八

万一御請不申、於及異儀者、高麗へ近き嶋々へ人數悉相移、舟揃を仕、前後之次第ニ不及、先衆惣人數申談、高麗之地何之浦くへも、一度ニ令着岸、陣取を固、普請丈夫ニ可申付候、然時者、九州四國中國之人數事者不及申、淡路衆、九鬼以下も、右同前ニ一度ニ可相越事、

已上

(天正廿年)

三月十三日

(秀吉朱印)

羽柴小早川侍従とのへ

羽柴久留目侍従とのへ

羽柴柳河侍従とのへ

高橋主膳正とのへ

築紫上野介とのへ

五〇二 豊臣秀吉法度

定

海上賊船
伊都岐島
盗船

船頭獵師
ノ改

海賊法度
請ノ誓紙

取締油斷
ノ罪科

一 諸國於海上賊船之儀、堅被成御停止之處、今度備後伊与兩國之間(伊都岐島)

きよはまて、盗船仕之族有之由、被聞食、曲事ニ思食事、

一 國々浦々船頭獵師いつきも舟はりひ候もの、其所之地頭代官として、

速相改、向後聊以海賊仕まき由、誓帛申付、連判をさせ、其國主取あ

つめ、可上申事、

一 自今以後、給人領主致由斷、海賊之輩於有之者、被加御成敗、曲事之在

所、知行以下末代可被召上事、

右條々、堅可申付、若違背之族有之者、忽可被處罪科者也、

天正十六年七月八日

(秀吉朱印)

五〇三 豊臣秀吉掟書

條々

小早川家文書之一

四七九

諸國百姓
ノ禁令所持

武具ノ進
上チ命ズ

狩集メダ
ル武器ヲ
大佛建立
用ニ釘ツ
當ツ

百姓ハ專
ラ農桑ニ
勤ムベシ

一 諸國百姓、刀、脇指、弓、(槍)、(鐵砲)、ていそう、其外武具のしくひ所持候事、堅御
 停止候、其子細者、不入道具をあひしくもへ、年貢所當を令難澁、自然
 一 揆を企、給人まぬい、非儀の動をかまやりら、勿論可有御成敗、然
 者、其所之田畠令不作、知行はいえまあり候之間、其國主、給人、代官と
 志て、右武具悉取あいめ、可致進上事、
 一 右取をりるへき刀脇指、はいえまさせらるゑた儀まあらは候之間、今
 度大佛御建立の釘かま^{（鐵）}りひま可被仰付、然者、今生之儀者不及申、來世
 までを百姓まかゝる儀ま候事、
 一 百姓も農具さへもち、耕作專ま仕候へり、子々孫々はて長久ま候、百姓
 御あそれこ茂もいて、如此被仰出候、誠國土安全萬民快樂之基也、異國
 まても唐堯比そのかこ、天下を鎮撫せしめ、寶劔利刀茂農器まもちい
 ると也、本朝までいぬめあるへりらは、此旨を守り、各其趣を存知、
 百姓も農桑を精ま入るゑた事、

右道具急度取集、可有進上候也、

天正十六年七月八日(秀吉朱印)

五〇四 豐臣秀吉法度
定

奉公人侍
以下ノ町
人百姓ニ
成レルモ
ノ、改

職業替並
姓ノ無爲百
成敗

一 奉公人、侍、中間、小者、(號)子に至る迄、(天正十八年)去七月奥羽に御出勢より以
 後、新儀ニ町人百姓ニ成候者在之者、其町中地下人として相改、一切を
 くへからせ、若かく置ニ付てり、其一町一在所可被加御成敗事、
 一 在々百姓等、田畠を打捨、或あきあひ、或賃仕事ニ罷出輩有之者、そのも
 の、事の不及申、地下中可爲御成敗、并奉公をも不仕、田畠もはくらさ
 るもの、代官給人としてかしく相改、をくへりらせ、若於無其沙汰者、
 給人過怠より、其在所めあけらるへ、爲町人百姓かく置ニおる
 てり、其一郷同一町可爲曲言事、

無斷出奔
召侍小者
地ノ禁

一侍小者よらず、其主に暇を不乞罷出輩、一切不可拘、能々相改、請人を
さて可置事、但右者主人有之而、於相届者、事之條、からめ取、前之主
の所へ可相渡、若此御法度を相背、自然其ものにか候に付て、其一
人の代に三人首をきらせ、彼相手之所へわささせらるへし、三人の人
代不申付をいて、不被及是非候條、其主人を可被加御成敗事、
右條々、所被定置如件、

天正十九年八月廿一日 (秀吉朱印)

五〇五 豊臣秀吉掟書

掟

今度大明國御動座ふ付て、國々海道筋、其外軍勢陳取之在々地下人百姓
等、家を明於令逃散者、可爲曲事、宿々町なご如有來商買可仕、自然陣取往
還諸人、或押買押賣、或乱妨狼藉輩、可爲一錢切、其外猥儀於有之者、如御

征明ニツ
イテ地下
人百姓等
安堵ノ掟

法度可被加御誅罰者也、

天正廿年正月五日 (秀吉朱印)

五〇六 豊臣秀吉掟書

(端裏ハ巻)
筑前侍従とのへ

宿泊ノ掟

御とほりく掟

本二五
一御膳 二二三
御汁三 此内ミヤウジ一

右、たりをり、金銀の木具、かしく御ちやう候也、

一御そち衆卅人、さい五引、さい汁一、此内一のミヤウジ

一女はうしち三十人

右、御掟よりもけつこう仕候へ、ていしめくせ事さるへ、又人數書

立之外給候ものも、可爲曲言候也、

天正廿年正月五日 (秀吉朱印)

征明先手
備

五〇七 豐臣秀吉朱印狀

先手備之事

- 一七千人 小西攝津守
- 一五千人 羽柴對馬侍從
- 一三〇人 松浦形部卿法印(刑下員)
- 一貳千人 有馬修理大夫
- 一千人 大村新八郎(五島純玄)
- 一七百人 宇久大和守
- 合壹万八千七百人
- 一壹万人 加藤主計頭
- 一壹万貳千人 鍋嶋加賀守

相良宮内太輔(大下郎)

- 一八百人
- 合貳万貳千八百人
- 一五千人
- 一六千人
- 一貳千人
- 一壹万人
- 一貳千人

- 黑田甲斐守
- 羽柴豊後侍從
- 毛利壹岐守
- 羽柴薩摩侍從
- 高橋九郎
- 秋月三郎
- 伊藤民部太輔
- 嶋津又七郎

合貳万五千人

右一日宛番替ニ先懸可仕候

同次之備

一四千八百人

福嶋左衛門太夫

一日交替
ニ先懸ス
ベシ
次ノ備

一三千九百人

戸田民部少輔

合八千七百人

一七千貳百人

蜂須賀阿波守

以上

一三千人

羽柴土佐侍從

一五千五百人

生駒雅樂頭

一七百人

來嶋兄弟

合九千貳百人

一壹万人

羽柴小早川侍從

一千五百人

羽柴久留米侍從

一貳千五百人

羽柴柳川侍從

一八百人

高橋主膳正

一九百人

筑紫上野介

合壹万五千七百人

一三万人

羽柴安藝宰相

以上

都合十三万人

三組ノ者
一日替ニ
先陣

大明ノ長
袖國

右先懸之儀者、三組之者一日替ニ被仰付候間、可成其意候、其次々備、如書立、次第ノ、無由斷相動、大明國可成程可申付候、猶以、渡海之人數追々可相詰旨、被仰出候、日本弓箭さひさき國ふてさへ、五百千ふて如此不殘被仰付候、皆共ハ多勢、大、大明之長袖國へ先懸仕候間、無御心元も不被思食候、早速可申付事肝要候、猶石田治部少輔、増田右衛門尉、大谷形部少輔可申候也。

天正廿年六月三日

(秀吉朱印)

(折封ウハ書) 羽柴小早川侍從とのへ

五〇八 豊臣秀吉朱印狀

朝鮮國征伐之吏、遣前驅、可若箠泛塵塗者、於日域

帝都、預察焉、仍差遣羽柴對馬侍從、小西攝津守、如所思、早一國屬平均、然

則大明國亦頓何不暇掌握乎、如別幅記三列之備、逐日番々可致先鋒、其

外各々如記錄、競進可攻伐大明、加之、即今渡海諸軍相追隨而、与俱可出

籌策撫群民、所出号令也、如衆之所知、吾爲小臣、或五百騎、或千騎、以小

擊大、攻伏日本國中、銳士勇將悉皆命之從、如汝等者、將數十萬之軍卒、可

誅伐如處女大明國、可如山壓卵者也、匪啻大明、况亦天竺南蠻可如此、誰

不羨乎、於是乃雖欲泛龍船、自爲衆之先、則諸卒不待順風、猥可解纜、若後

進者、逢不意之難、則似無仁惠、是故先遣甲兵、而後不經日可航海、盖變動

無常、因敵轉化、勿忽、

天正二十年六月三日 (秀吉朱印)

羽柴小早川侍從

秀吉部署
ヲ定メテ
明國ニ進
入セシム

己ノ功業
ヲノイテ
將士ヲ勵
マシム

處女ノ如
キ明國

天竺南蠻
モ同様

先ツ甲兵
ヲ遣シテ

後自ラ渡
ス海セント

七

加徳本城
並ニ端城
ノ軍器注
食ノ文

羽柴柳川侍從
羽柴久留米侍從
高橋主膳正
筭紫上野介

五〇九 豊臣秀吉朱印狀

○コノ文書、原本ヲ檢スルニ、モト袋綴ナリ、
(外題)

文祿貳年七月廿七日

(加徳) かつりの城
同 (端城) ともろ

羽柴小早川侍從

かつりのろ

同 城

一五千人

一貳百ちやう内(丁)

壹丁 大つ(筒)

拾丁 六文め

拾丁 廿目

一四百五拾斤

一八百きん

一四千五百

一四百五十斤

一四拾五斤

一三百ちやう

一六千

一四百五十(腰)

小早川侍従

てい(鐵砲)

拾丁 五十目

拾三文め(目) 拾丁 五十目

卅目 百五拾五丁 二文半目

ゑん(煙硝)

く(藥)

たま(玉)

あ(鉛)

ゆ(硫黄)

ゆ(弓)

や(矢)

か(刀)

一拾七兩

一拾(加)

一貳百(木)

一五十(桶) 但廿石

一六百卅俵 但百七十石

一(俵)

一貳石 但來年たを取置、此りへを藏へ可入置候、

一百石 是にてんをくるし、

一百五俵

一千五拾ひやう

右、武器并るんそ、さうし、不いひ、いこ、す以下、自然之時之た

め小被籠置候間、成其意、聊尔ニ不可召遣候也、

一五百貳拾五石

まめ(豆)

兵糧ノ貯

一七千五百石

米

此兵糧ノ藏ニ可積置候、何時成共、普請出來候て、人數歸朝候時より十ケ月分ニ候間、可成其意候、但私兵糧持候ものハ、其まゝ、可積置候、不持ものハ此米下行仕、其算用來春可申上候、此外あまり兵糧於在之者、右應人數令割符、藏へ可入置候、然者、其方拘之端城へも、右武具并兵糧、鹽噌、さう〜以下令配分、可入念候也、

端城へノ配分

文祿貳年七月廿七日

(秀吉朱印)

小早川侍従とのへ

五一〇 豊臣秀吉朱印狀

定

(加徳) かつりい

加徳城本丸ニ小早川家以外ノ者ヲ出入チ禁ズ

當城本丸へ不寄誰々、他之家中之者、一切不可入之、然者、二之丸ニ廣間臺所を立置、客人あひ〜らひ可申候、とひ雖爲同國者、他之家中者、本城へ

不可入、其氣遣晝夜ともふ不可由斷候也、

文祿貳年八月七日

(秀吉朱印)

羽柴小早川侍従とのへ

五一一 豊臣秀吉朱印狀

定

かつりいそ城

加徳城本丸ニ小早川家以外ノ者ヲ出入チ禁ズ

當城本丸へ不寄誰々、他家中者、一切不可入之、然者、二之丸ニ廣間臺所を立置、客人あひ〜らひ可申候、たとひ雖爲同國者、他家中者、本城へ不可入、其氣遣晝夜共ニ不可由斷候也、

文祿貳年八月七日

(秀吉朱印)

羽柴小早川侍従とのへ

五一二 豊臣秀吉朱印狀

小早川家文書之一

佐々成政
ノ悪逆

秀吉柴田
勝家北
庄討ツ
成政勝家
ニ應シ金
澤城ヲ占
領ス
成政難
シ刃首セ
ラレシコ
トヲ請フ
秀吉成政
ノ罪ヲ許
シ越中ヲ
與フ
成政又降
ル

秀吉成政
ニ越中半
國並ニ攝
津能勢郡
ヲ與フ

秀吉成政
ニ肥後ヲ
與フ

成政ノ悪
成敗

小早川家文書之一

陸奥守前後悪逆事

一天正拾貳年、柴田(勝家)殿下へたい謀叛(余吾)のひかほへ、江州北郡(余吾)よこ表へ

亂入いゝ候ニ付て、關白殿自身(陸奥守)け付させられ、切崩其足にて越前

北之庄討果させられ候處、むつ(柴)のりこ志(柴)と田(柴)と令同意、越中國ニ有之、

加賀國(金澤)かあさこの城佐久間(盛政)立番居城、柴田相果候ニより、明退候處、陸

奥守りあさこの城へりけ入、相踏候間、從越前直ニ御馬をいゝされ、彼

りあさこの城とりりせられ候處、あまをそり可被刎首由申候て、走

入候間、かうべをもちせせらまに、如先々越中一國被下、飛彈國取次(驛)

迄被仰付候事、

一天正十三年に、信雄尾張國ニ有之、不相届刻、彼むつ(織田)のりこ又候哉、人

質を相捨、別儀をいゝ、加賀國(端)そへ令乱入、城々をこゝらへ候間、

則被出御馬(端)、城うちとさせらま、越中陸奥守居城(富)と山の城とりま

りさせられ候之處、又候哉、むつ(端)のりこあまをそり走入候間、あそれ

ニ思召、不被作刎首、城をうりせらま、越中半國被下、女子をつれ、

在大坂有之ニ付て、不便ニ被思召、津(能勢)の國のせ郡一職ニ、女子爲堪忍分

被下、剩位儀公家ニまで被仰付事、

一(筑紫)はく御成敗、天正十五年、殿下被出、御馬、一(怪力)ふんニ被仰付候刻、む

つ(怪力)のりこ信長御時、武者の覺りい(怪力)まきりまゝと、人の申成、殿下

も見およませられ、はくの内肥後國よき國ニ候間、一國被仰付、兵

糧鉄炮の玉薬以下迄、城々へいませらせ、普請等まで被仰付、陸奥ニ

被下候事、

一御開陳(陣)之刻、國人(熊本)くまもの城主、宇土城主、小代之城主りうへをゆる

させられ、堪忍分を被下、城主女子共ニ大坂へ被召連、國ニやまいのあ

き様ニ被仰付、其外殘の國人之儀、人質をめぐ被置、女子共陸奥守有之

在くはもとニ被仰付候處、國人(隈部親水)くまへ但馬豊後と令一味、日來無如在

者之儀ニ候間、本知事ハ不及申、新知一倍被下もの、所へ、大坂へ一往

小早川家文書之一

四九五

四九四

肥後ニ一揆起ル

成政熊本城ニ圍マ

肥後平定

成政秀吉ノ面目ヲ傷ク

秀吉諸將ヲ上ニシテ肥後ニ下ス

成政ヲ八代ニ遣ス

之御届不申、陸奥守取懸候に付て、くまへあまをそり、陸奥守所へ走入候之處、其子式部太輔親まほらま候とて、山賀^(鹿)之城へ引入在之、國人并一揆をおこし、くまもとへ取懸候て、陸奥守及難儀候間、小早川、龍造寺、立花左近を始、被仰付、くまもとへ通路城へ兵糧入させらま候へ共、その不行ニ付て、毛利右馬頭被仰付、天正十六年正月月中旬、寒天之時分如何雖被思召候、右之人數被仰付、肥後一國平均ニ罷成候事、

一 右之曲事條々雖有之、其儀をうゑり見させらま候、肥後國被仰付候に、月を一ヶ月共不相立、國ニ乱をいてうゑ候儀、殿下迄被失御面目候間、御糺明あし、まも、むつのうゑ腹をきらせらるへきと被思召候へ共、人の申成も有之りと被思召、淺野彈正、生駒雅樂、峰須賀阿波守、戸田民部少輔、福嶋左衛門大夫、加藤主計頭、森壹岐守、黒田勘解由、小西攝津守被仰付、右之者共人數二三万召連、肥後國へ爲上使被遣、くまもとニ有之陸奥守をハ曲事ニ被思召候間、先八代へ被遣、國之者共をハ、忠

成政大坂ニ來ル

九州國人

喧嘩兩成敗ノ儀ニ仰付ク

成政ノ罪ハ下ノ配間ハズ

不忠をこけ、悉可刎首由、被仰遣候處、又候哉、むつのうゑ上使も不相構、大坂へ越候間、如一書條々曲事者候條、尼崎ニ追籠、番衆を被付置、はくへ被遣候上使歸次第、各國之者共成敗之仕様をも被聞召、其上まで、陸奥守をハ國をもらへせらま候歟、又者腹をきらせ候歟、二ヶ條一ヶ條可被仰付と、被思召候處、肥後事ハ不及申、九州悉相靜、國人千余刎首、其内ニ而大將分百計大坂へもさせ上候、然者、喧嘩のあい手國々者共刎首、むつのうゑあいすすけさせらま候へハ、殿下御紛うと、國々のもの共存候へ者、如何被思召候條、不便あうら、後五月十四日、陸奥守ニ腹をきらせらま候事、

一 むつのうゑ肥後ニ有之者共、曲事ニあらず候間、其ぶんくニ知行可被下候條、くまもとニ堪忍可仕事、

(天正十六年) 閏五月十四日 (秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

五二三 豐臣氏奉行連署覺書

一先年柴田對天下企逆心、至江北罷出候處、被遂御一戰、悉被討果候、陸奥守も柴田令一味之條、同事可被加御退治与思召、既加州金澤迄被寄御馬候處、走入種々御侘言申上付而、被助置、剩越中一國被仰付候、雖然、無幾程忘御恩賞、尾州(信雄)与御鉾楯之刻、陸奥守搆別心、能劬賀州へ妨を成候付而、重而爲御誅罰、被成 御動座、越中久利賀良峠ニ被立 御馬、彼國富山を被取卷、既陸奥守可被刎首候處、うらをそり、御先手へ走入候條、不便ニ思召、被助置、其上越中ニおいて一郡被下候、然者、妻子召連、在大坂仕付而、於上方壹万石被下候而、外聞可然様ニ被仰付候事、一右之分よても、猶以不便ニ思召、又者御用ふも可立ると被 思召、今度於九州肥後一國被 仰付、於彼國肝心之城々を被立置、其外城々破却被 仰付、其上鉄炮玉藥兵糧已下迄被下候、并城主共妻子以下天下

成國侍肥後
吉朱印ノ
知行ヲ渡
サズ

へ被召上、靜謐之御國被成、御預ケ候處、無幾程陸奥守背 御下知、彼國侍ニ以 御朱印被 仰付候少知をも不相渡、及迷惑候事、一彼國百姓共も、有付候様ニ令分別、可申付之由、重疊被 仰出候處、檢地を仕、其上百姓ニ對し、下々非分等申懸ニ付而、及迷惑、一揆を起候由候事、

一今迄諸事被 仰出儀、上下共ニ相背族無之處、陸奥守被相背 御朱印旨候事、被 仰出之趣、相違之様ニ候て、御外聞如何と被 思召、御機嫌以外候事、

一唐南蠻國迄も可被 仰付と思召候之條、九劬之儀者、五畿内同前ニ被 仰付候へて不叶儀候間、早速可被遣御人數候へ共、國々者共所行爲可被 御覽分、毛利右馬頭九州へ被相越、堅可被申付由、被 仰出候、隨其御人數可被差遣事、

一輝元被罷出候ても、一簾無之ニ付而(大)、太和大納言、江劬中納言、備前宰(秀家)

秀吉ノ唐
南蠻征
服ノ意圖

九州平定
ノ爲
シム
出馬セ

輝元ニテ
事足ラザレハ
秀長

檢地ヲ行
ヒ百姓ヲ
惱マズ